

はじめに

本市は、平成 12 年（2000 年）に緑のまちづくりを進めていく際の目標とその実現のための取組等を取りまとめた「緑の基本計画～緑を育むやさしい都市づくり～」を策定し、計画的に緑のまちづくりを進めてきました。

その後、策定から長い年月が経過し、市の人口構造の変化、市民の価値観やライフスタイルの多様化、環境問題への関心の高まりなどの社会環境等が変化する中、緑のまちづくりもこうした変化に対応していくことが必要であることから、平成 28 年（2016 年）に「緑の基本計画」を改訂し、10 年後の目指すべき将来像を「人持ちで 緑を育て 緑が育む ほっといばらき」と位置付け、令和 3 年で満 5 年となりました。

この新たな計画に従い、多くの施策や事業が進められ、特に重点的取組として定めた「中心市街地の緑化と元茨木川緑地のリ・デザイン」、また「北部地域の緑を活かした環境づくり」という 2 つの大きな動きが本格化する中で、一定の成果や課題なども見えてきました。そして一方では、社会情勢にも大きな変化があり、とりわけ新型コロナウイルス感染症への対策は人々の日常行動に大きな変革をもたらしています。

これらを総括し、次の 5 年間の計画期間に備えるため、このたび緑の基本計画の中間見直しを行いました。

今回の改定では、引き続き本計画の 3 つの基本方針に基づく取組を進めることは維持しながら、これまでの各取組の成果や課題を踏まえた時点修正を適宜加え、とくに 2 つの重点的取組について、現在までの成果と今後の展望を併せて詳細に記載しています。

これからも本市では、この緑の基本計画に基づき、事業者や市民の皆様と協働し、緑の将来像の実現に向けて各種取組を推進していきます。

最後になりますが、本計画の中間見直しにあたり、熱心にご議論、ご指導をいただきました茨木市みどりの施策推進委員会の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和 4 年（2022 年）3 月
茨木市

目次

| | |
|---|----|
| 第1章 緑の基本計画とは | |
| 1. 計画改定にあたって | 1 |
| 2. 計画の枠組み | 5 |
| 第2章 茨木市の緑の特性と課題 | |
| 1. 緑の現況 | 6 |
| 2. 緑を取り巻く社会潮流 | 33 |
| 3. 緑のまちづくりにかかる課題 | 37 |
| 第3章 目指すべき緑の方向性 | |
| 1. 緑の将来像 | 43 |
| 2. 基本的な方針 | 43 |
| 第4章 緑のまちづくりの取組 | |
| 1. 市民の生活や様々な都市活動の中で緑を活かしましょう | 45 |
| 2. 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう | 51 |
| 3. 市民の共有の財産として質の高い緑を守り育て、次世代に継承しましょう | 56 |
| 第5章 重点的・先導的な取組 | |
| 1. 中心市街地の緑化と元茨木川緑地のリ・デザイン | 72 |
| 2. 北部地域の緑を活かした環境づくり | 74 |
| 第6章 計画の推進に向けて | |
| 1. 市民・事業者・行政の役割 | 77 |
| 2. 計画を推進するための要件 | 78 |
| 3. 緑の基本計画の進行管理 | 80 |
| 参考資料 | |
| 改訂の経緯 | 83 |
| 茨木市みどりの施策推進委員会 委員名簿 | 84 |
| 中間見直しまでの経緯 | 85 |
| 茨木市みどりの施策推進委員会 委員名簿 | 85 |
| 用語集 | 86 |

本文中、※が付いた単語については、P86以降の用語集において解説を掲載しています。

第1章 緑の基本計画とは

1. 計画改定にあたって

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法[※]第4条^注に基づき市町村が定める計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑のオープンスペース[※]の総合的計画です。

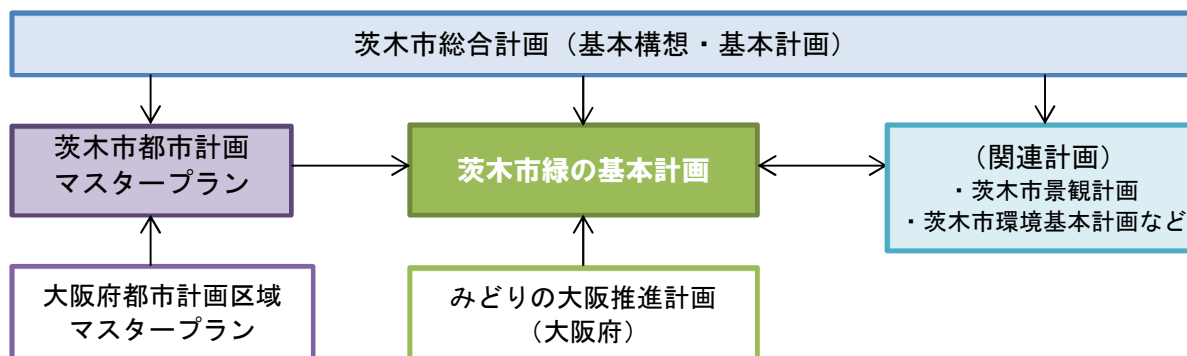
本市の緑の保全・整備や活用のあり方等に関し、平成28年(2016年)度より概ね25年後を見通しつつ、10年後の目指すべき将来像とそれを実現するための各種取組の方針などを定めています。

注) 都市緑地法 第4条(抜粋)

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

(2) 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、上位計画である「茨木市総合計画」や「茨木市都市計画マスタープラン」、関連計画である「茨木市景観計画」や「茨木市環境基本計画」、さらには健康や子育て、保健・福祉、教育など緑にかかわる各種計画を踏まえて策定します。



(3) 見直し改定の背景

茨木市緑の基本計画は平成28年(2016年)3月に策定しました。計画の目標年度は令和7年(2025年)度ですが、計画の進捗を確認するために、原則5年ごとに見直しを行う、と規定していることから今回見直しを行いました。

この間、国においては、人口減少と高齢社会の進行、地球温暖化やヒートアイランド現象[※]などの環境問題、地震や集中豪雨、台風などによる災害の多発、生物文化多様性確保などの社会的課題が見られる中、平成28年(2016年)5月には「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」での議論を受け、新たな時代の都市マネジメント

に対応した都市公園等のあり方について取りまとめました。平成 29 年（2017 年）度には都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園*の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図るための都市緑地法等の一部改正が行われました。

また、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、市町村はそれを財源として森林整備等を進めています。

一方、本市においては、令和 2 年（2020 年）に市の最上位計画である「第 5 次茨木市総合計画」の「後期基本計画」を策定するとともに、都市計画の基本的な指針である「茨木市都市計画マスタープラン」の改定も行いました。また、緑に関しては、特に緑の媒体効果への期待が高まるとともに、緑に対するマネジメントの視点が重視されるようになりつつあります。また、重点的・先導的な取組である元茨木川緑地のリ・デザインや広場の活性化など緑を活かした取組を進めており、これらをきっかけに市民の緑化やオープンスペースのあり方への関心がより一層高まっています。

これら上位の計画、関連計画、緑に関する取組と緑の基本計画は密接な関係があり、これまで進めてきた緑の基本計画の取組結果を精査するとともに、課題を洗い出し、今後の施策について見直すことが重要です。以上を踏まえ、緑の基本計画の中間見直しを行うものです。

（４）計画の役割

第 5 次茨木市総合計画では、茨木市に住んでいる人には「住み続けたい」、市外の人からは「住んでみたい」「訪れたい」と思われるまちを目指す思いを込めて「ほっといばらき もっと、ずっと」をスローガンとして定めています。緑の基本計画はその実現に向けて、緑がどのように寄与していくかをとりまとめたものです。

<総合計画の概要>

○計画期間

平成 27 年（2015 年）度～令和 6 年（2024 年）度（基本構想）、令和 2 年（2020 年）度～令和 6 年（2024 年）度（後期基本計画）

○スローガン

～ほっといばらき もっと、ずっと～^注

○6つのまちの将来像

- （１）ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
- （２）次代の社会を担う子どもたちを育むまち
- （３）みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち
- （４）市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち
- （５）都市活力がみなぎる便利で快適なまち
- （６）心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

○総合計画に位置付けられている緑に関する取組






- ・快適で良好な住環境の形成
- ・都市におけるみどりの形成
- ・良好な景観の保全と創造
- ・都市とみどりの共存
- ・自然資源の利用の推進
- ・生物多様性*の保全 等

注）2つの「ほっと」な視点（市民が元気に躍動するまちの姿を表す「HOT」と、誰もがやすらぎを感じ、安心して生活を送ることができるまちの姿を表す「ホッと」）で、「もっと」多くの人々に、「ずっと」住み続けてもらえる「いばらき」をめざすということ。

(5) 対象とする緑の定義

本計画の対象とする緑については、以下のとおり定義します。

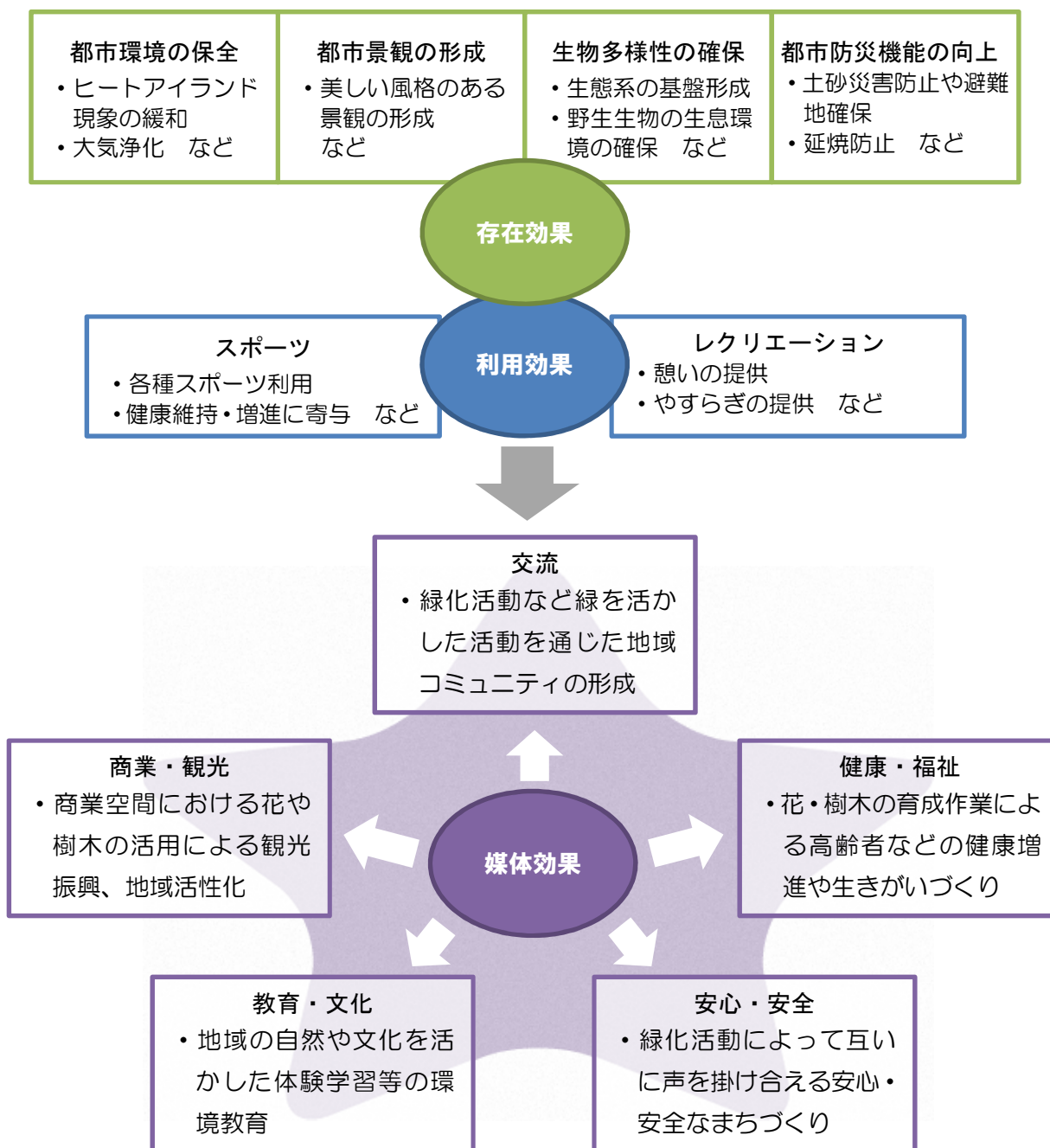
○緑とは・・・周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花・公園、農地並びにこれらと一体となった水辺及びオープンスペース

| | | |
|---|--|---|
| <p>森林</p>  | <p>緑地</p>  | <p>公園</p>  |
| <p>農地</p>  |  <p>茨木市緑の分布図</p> | <p>街路樹</p>  |
| <p>河川</p>  | <p>住宅地の植栽</p>  | <p>商業施設等の壁面植栽</p>  |
| <p>社寺・古墳等</p>  | <p>学校の植栽</p>  | <p>学校の植栽</p>  |

(6) 緑の効果

緑の効果については、緑があるというだけで効果を発揮する「緑の存在効果」と緑を利用することによって生み出される「緑の利用効果」とともに、近年は、緑があることによって人々の様々な活動などが活発になるという「緑の媒体効果」への期待が急速に高まっています。

本計画では、これらの緑の効果を見据えた取組を位置付けます。



2. 計画の枠組み

(1) 計画の目標年次・計画期間

計画の目標年次は令和7年(2025年)とし、計画期間を平成28年(2016年)度～令和7年(2025年)度の10年とします。ただし、社会や地域の情勢に大きな変化等があった場合、必要に応じて見直しを行います。

(2) 計画対象範囲

本市全域が都市計画区域^{*}であるため、市域全体とします。

(3) 計画の実施主体

本計画の実施主体は市民、事業者及び行政です。

なお、本計画における「市民」は、市内居住者だけでなく在学、在勤など本市において活動するあらゆる人々と定義します。また、「事業者」は民間企業だけでなく、NPO^{*}や大学等の団体も含むものと定義します。

本計画に位置付けた取組については、市民、事業者及び行政の三者が一体となって協働しながら進めて参ります。



第2章 茨木市の緑の特性と課題

1. 緑の現況

(1) 自然的条件

①位置

茨木市は、大阪府の北部に位置し、京都府亀岡市、大阪府高槻市、摂津市、吹田市、箕面市、豊能郡豊能町に隣接しています。

面積は7,649haで、東西に約10km、南北に約17kmと南北に細長い形状です。

②地形・地質

山地部は丹波高原の一部である北摂山系となっています。山地のほぼ中央には、竜王山(510m)がそびえ、本市の北西、豊能町との境にある石堂ヶ丘(680m)が最も標高が高いところとなっています。

南部は大阪平野の一部をなす三島平野で、そのほとんどが市街地化されています。平野部最低は標高3mで、市街地平均は標高10mです。

河川は、北部山間部に水源を発生し、安威川、茨木川、勝尾寺川の3河川が南に向かって流れています。



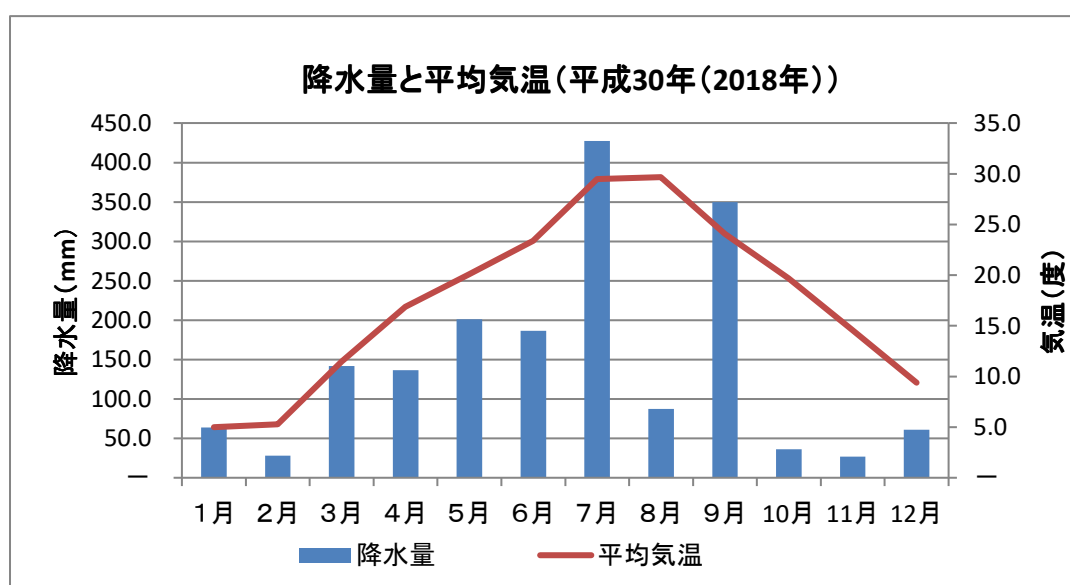
③気象・気候

気候は穏やかな瀬戸内気候区に属し、日照が多く比較的温暖であり、年間の平均気温は17℃前後です。山地部においては13℃前後とやや冷涼性を帯びています。

平成30年の降水量は多い月で400mm程度となっており、平成25年(2013年)より約100mm増加しています。

年間の平均風速は1.8m/sで大阪観測所(大阪府中央区大阪城)の2.6m/sよりも低く、日照時間は1,909.5時間/年と大阪観測所(1,996.4時間)よりも短くなっています。

平均気温は昭和56年(1981年)から平成24年(2012年)の約30年間で、2℃上がっています。



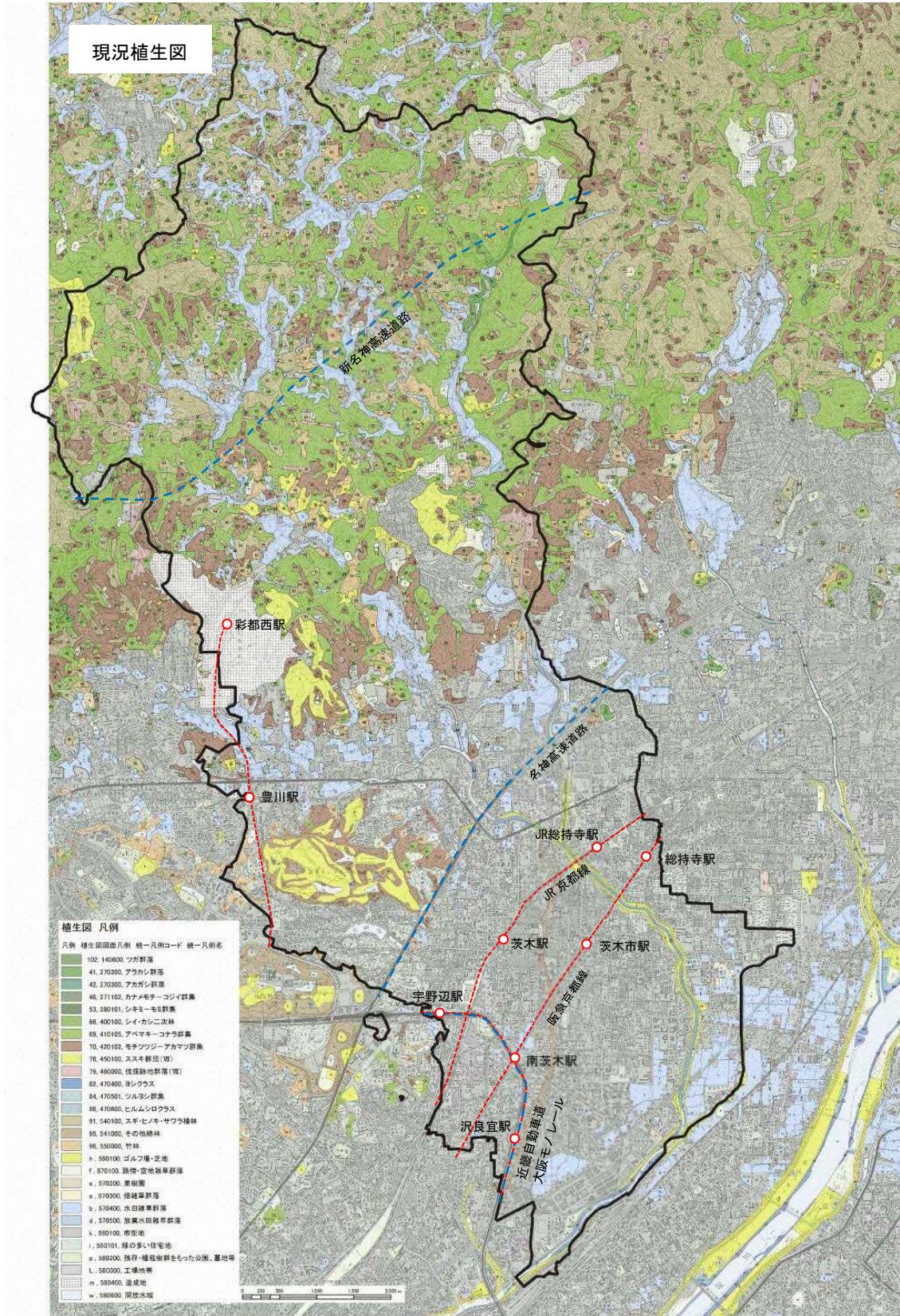
(出典：茨木市統計書 大阪管区気象台(大阪府中央区大手前4-1-76)の観測値)

④現況植生

森林は、気候の影響によりほとんどが暖帯林※に属しています。暖帯林本来のシイ、カシ林はわずかに存在する程度ですが、山林の全体にモチツツジ・アカマツ群落、北西部にコナラ群落等の広葉樹林が見られるなど、天然林※が多いことが特徴と言えます。

また、安威川上流の竜仙峡付近に、アラカシ群落が広がっており、大阪府下では貴重な群落となっています。

北部には人工林があり、スギ、ヒノキが植林されています。



現存植生図（出典：第6回 環境保全基礎調査 平成11年（1999年）～平成16年（2004年）調査）

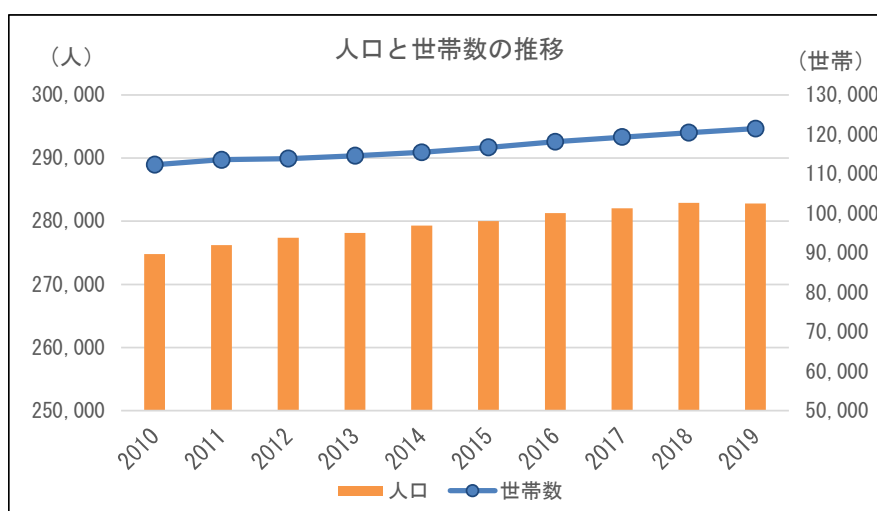
(2) 社会的条件

①人口・世帯数

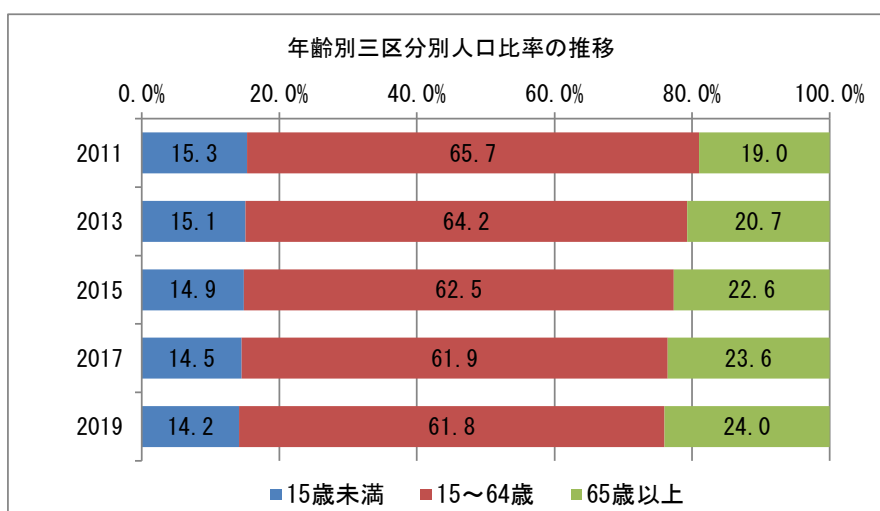
平成 21 年（2009 年）以降、総人口は彩都西部地区などでの居住が進んでおり、微増傾向が続きますが、近年の増加率は 1%を下回っています。これは早期から住宅開発に取り組み続けていたため、近年では人口規模が定着しているものと考えられます。また、彩都における開発も概ねまちびらきを完了しています。

世帯数についても増加の傾向にありますが、1 世帯当りの人員は減少しているため、世帯分離によるところが大きいものと考えられます。

高齢者も増加しており、高齢化率は平成 25 年（2013 年）が 20.7%だったのが令和元年（2019 年）には 24.0%（住民基本台帳ベース）と上昇しています。



(出典：各年住民基本台帳)

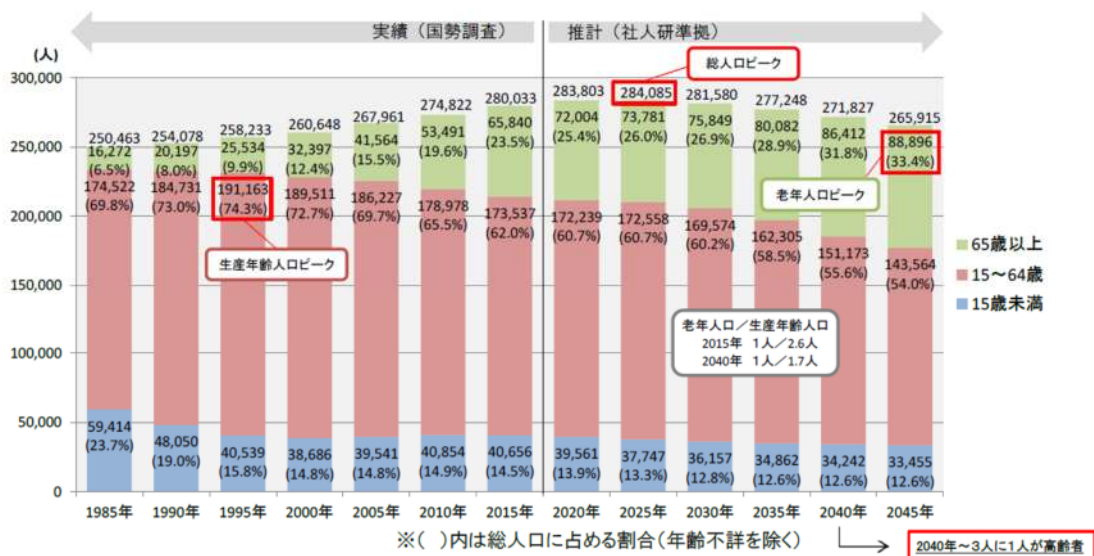


(出典：各年住民基本台帳)

第5次総合計画後期基本計画における将来人口推計によると、本市の人口のピークは、2025年（令和7年）を見込んでおり、人口は28.4万人と推計しています。その後、人口は減少し続け、2045年（令和27年）には26.6万人まで落ち込む見込みです。

また、年齢3区分別を見ると、高齢者人口比率は2015年は23.5%ですが2045年には33.4%に増加する見込みです。

将来人口推計

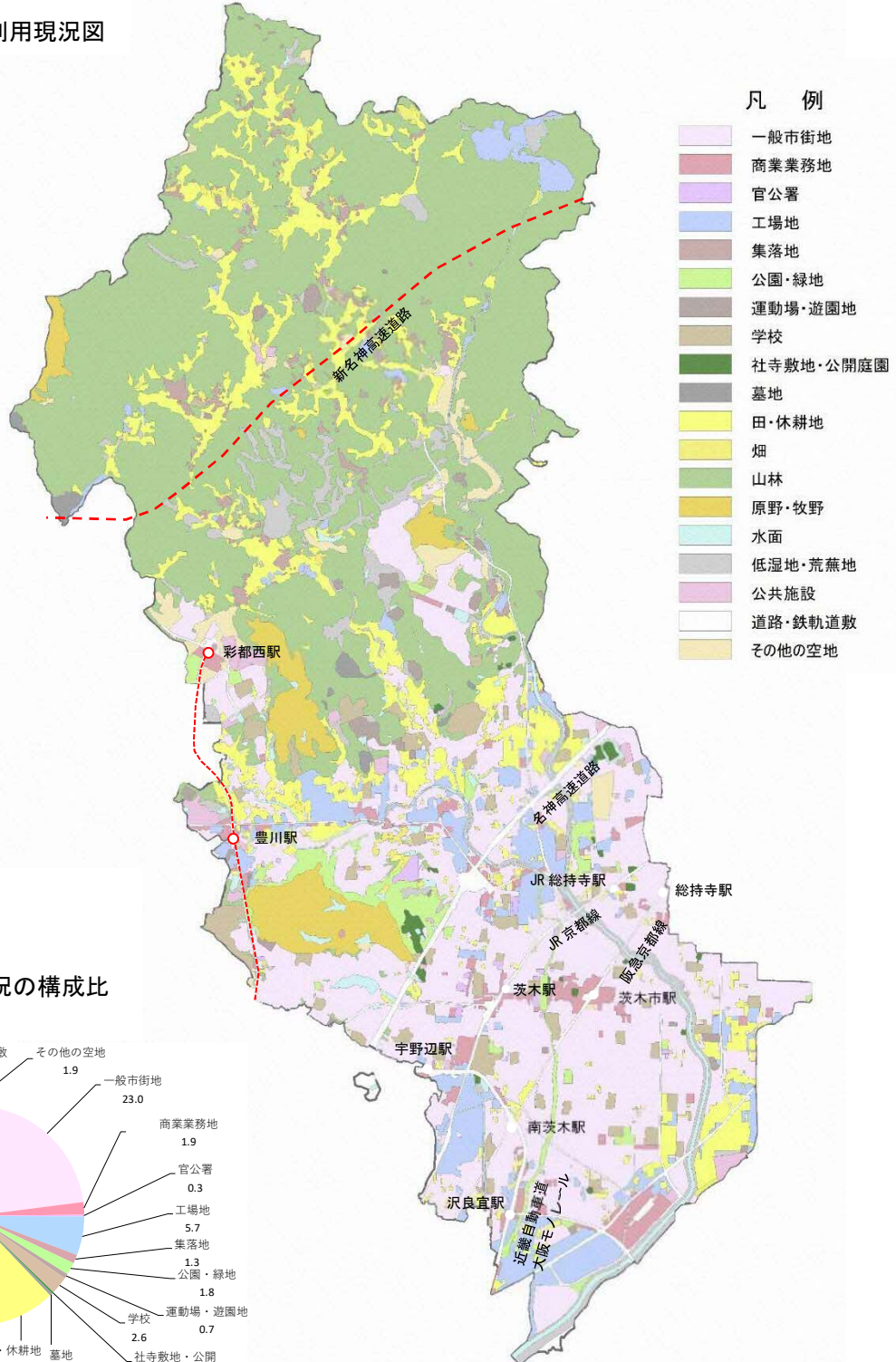


(出典：第5次茨木市総合計画後期基本計画)

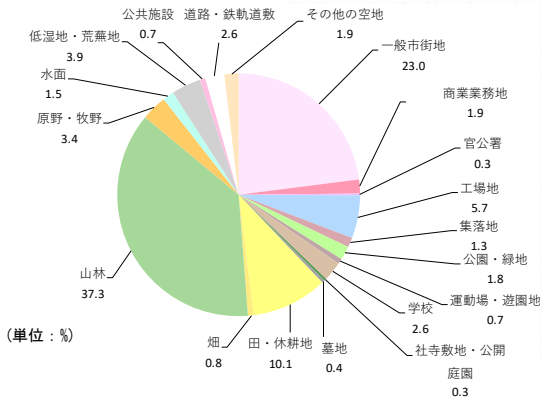
②土地利用

本市の土地利用は、市北部の大半を占める山林が37.3%と最も多く、次いで一般市街地（住宅地）が23.0%、田・休耕地が10.1%、工場地が5.7%となっています。平成22年（2010年）調査と比較すると、住宅地が0.5ポイントの増加、田・休耕地が0.4ポイントの減少などとなっています。

土地利用現況図



土地利用現況の構成比



(出典：平成27年（2015年）都市計画基礎調査)

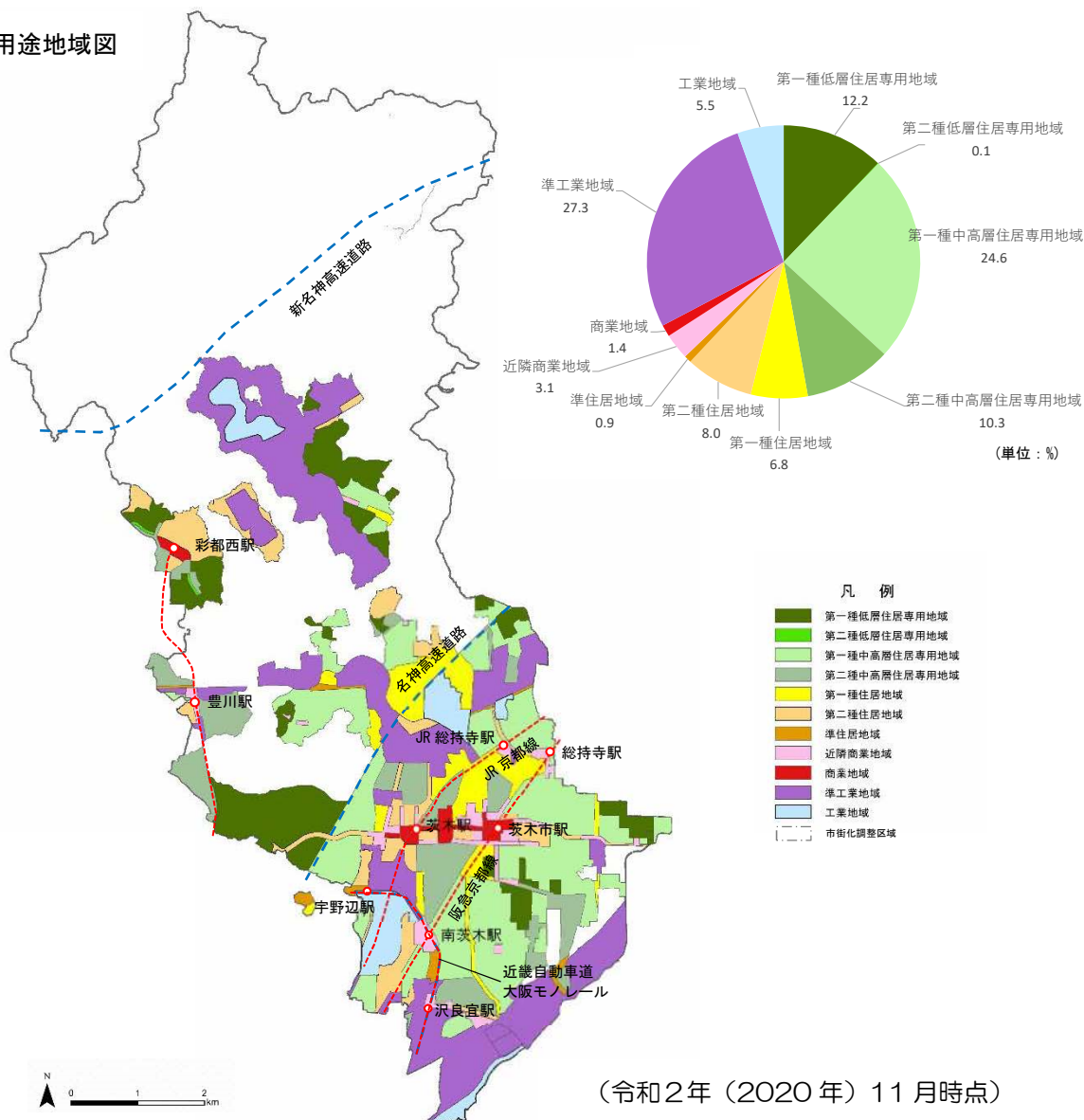
③都市計画

本市は都市計画区域として市全域の7,649haを指定しており、市街化区域[※]3,398ha、市街化調整区域[※]4,251haに区分しています。令和元年には南目垣・東野々宮地区(74.8ha)において、市街化区域への編入が行われました。

令和2年(2020年)11月時点で、市街化区域においては、第一種中高層住居専用地域[※]が24.6%、第一種低層住居専用地域[※]が12.2%、第二種中高層住居専用地域[※]が10.3%、第二種低層住居専用地域[※]が0.1%で、住居専用用途地域が約半分を占めています。商業系用途地域(近隣商業地域[※]・商業地域[※])は、駅前及びその周辺等で指定されており市街化区域面積の4.4%、工業系用途地域(準工業地域[※]・工業地域[※])は32.8%となっています。

地区計画[※]は、41地区で指定されており、庄一丁目地区、立命館大学岩倉町地区、大阪大学地区、太田東芝町・城の前町地区、新堂二丁目地区、南目垣・東野々宮町地区では緑化率の最低限度(大阪大学地区25%、それ以外の地区20%)が規定されています。また、7地区で建築協定[※]が締結されており、敷地の緑化率等が定められています。

用途地域図



(3) 緑の状況

① 緑被状況

本市の緑分布状況を既存土地利用現況調査及び航空写真から読み取りました。

新市街地の開発等が進む中、緑被率は市街化区域では 13.3%、市街化調整区域では 96.5%、市域全体では 60.4%になっています。

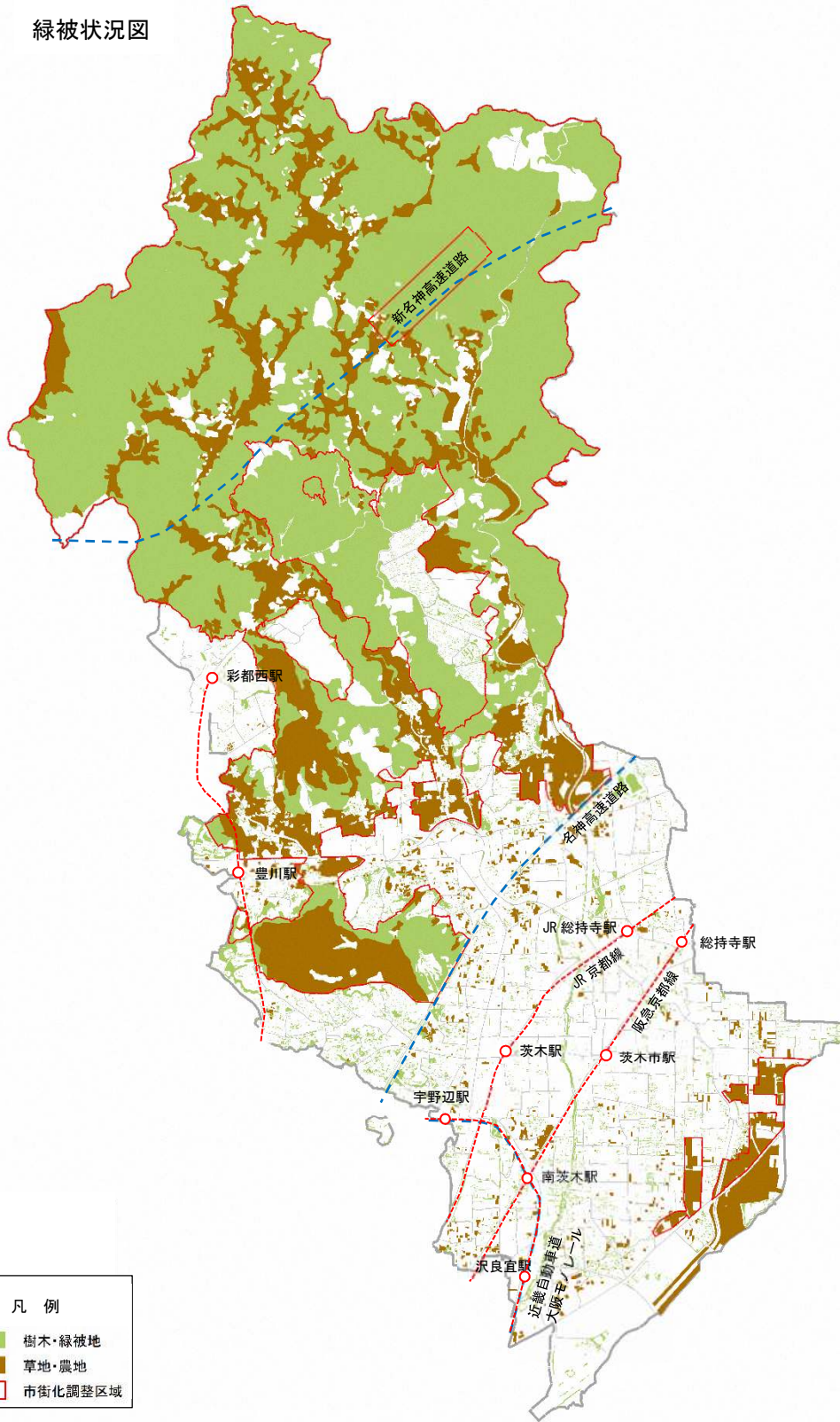
緑被の現況

| | 全体面積 (ha) | 緑被面積 | | | | | |
|-------------|--------------|----------------|---------------|------------------------|---------------|--------|---------------|
| | | 樹木被覆地 (樹林地) | | その他緑被地 (草原、農地、果樹園等) | | 合計 | |
| | | 面積(ha) | 比率 (対全体面積) | 面積(ha) | 比率 (対全体面積) | 面積(ha) | 比率 (対全体面積) |
| 市街化 区域 | 3,321 | 257 | 7.7% | 186 | 5.6% | 443 | 13.3% |
| 市街化 調整区域 | 4,331 | 3,034 | 70.0% | 1,146 | 26.4% | 4,179 | 96.5% |
| 合 計 | 7,652 | 3,291 | 43.0% | 1,332 | 17.4% | 4,622 | 60.4% |

注) 調査方法及び注意事項

- ・市街化区域については、平成 26 年(2014 年)に撮影した航空写真を用い、樹木被覆地、その他緑被地に該当する部分の面積を計測しました。
- ・市街化調整区域については、平成 22 年(2010 年)度都市計画基礎調査に基づく土地利用現況調査で、樹木被覆地については山林、その他緑被地については、畑、田・休耕地、原野・牧野の面積を計測しました。公園・緑地、低湿地・荒蕪地においては、航空写真を用い状況を確認のもと、樹木被覆地及びその他緑被地に分類し、面積を計測しました。

緑被状況図



- 凡例
- 樹木・緑被地
 - 草地・農地
 - 市街化調整区域



(平成 26 年 (2014 年) 撮影の航空写真及び平成 22 年 (2010 年) 度都市計画基礎調査に基づく土地利用現況調査をもとに作成)

②公園・緑地

都市公園が121箇所、都市緑地*が103箇所、児童遊園*が298箇所整備されています。過去5年で都市公園4箇所、都市緑地11箇所が増加し、児童遊園1箇所が減少しました。

整備後長い年月が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進む公園・緑地が増加しています。本市のグリーンベルトとして市民に親しまれてきた元茨木川緑地においても、昭和50年（1975年）の開設から46年が経過し、老化して樹勢の低下した樹木や傷みが目立つベンチなどの施設も見られます。

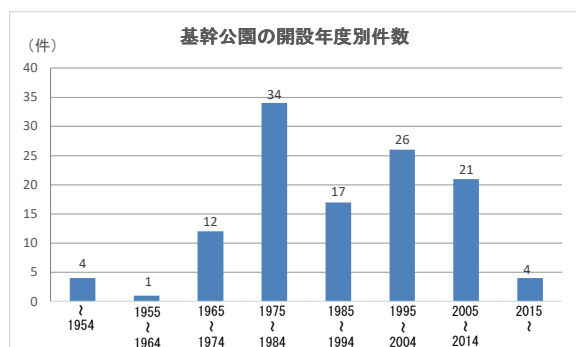
中央公園の市民会館跡地エリア活用の取組においては、緑のオープンスペースを活用した取組が市民参加により進められています。

公園・緑地の整備状況

上段：箇所 下段 ha

| 種 類 | | 計画決定 | 同左開設 ① | 計画決定以外 (開設済) ② | 開設公園の計 ①+② | 開設公園の計 (当初計画策定時点) |
|--------------------|-------------|--------------|-------------|-------------------|---------------|----------------------|
| 基 幹 公 園 | 街区 公園* | 61 11.96 | 61 12.43 | 40 6.09 | 101 18.52 | 98 17.96 |
| | 住区基 幹公園* | 14 25.60 | 10 18.23 | 4 23.11 | 14 41.34 | 13 37.92 |
| | 地区 公園* | 4 18.70 | 4 15.70 | — — | 4 15.70 | 4 15.70 |
| | 都市基 幹公園* | 3 32.50 | 2 11.81 | — — | 2 11.81 | 2 11.81 |
| 小 計 | | 82 88.76 | 77 58.17 | 44 29.20 | 121 87.37 | 117 83.39 |
| 都 市 緑 地 | | 1 20.00 | 1 13.12 | 102 49.28 | 103 62.40 | 92 47.03 |
| 計 | | 83 108.76 | 78 71.29 | 146 78.48 | 224 149.77 | 209 130.42 |
| 都市公園1人当面積 (㎡/人) | | | | | 5.29 | 4.68 |
| 児 童 遊 園 | | — — | — — | 298 13.08 | 298 13.08 | 299 13.90 |
| 合 計 | | 83 108.76 | 78 71.29 | 444 91.56 | 522 162.85 | 508 144.31 |
| 公園等1人当面積 (㎡/人) | | | | | 5.75 | 5.18 |

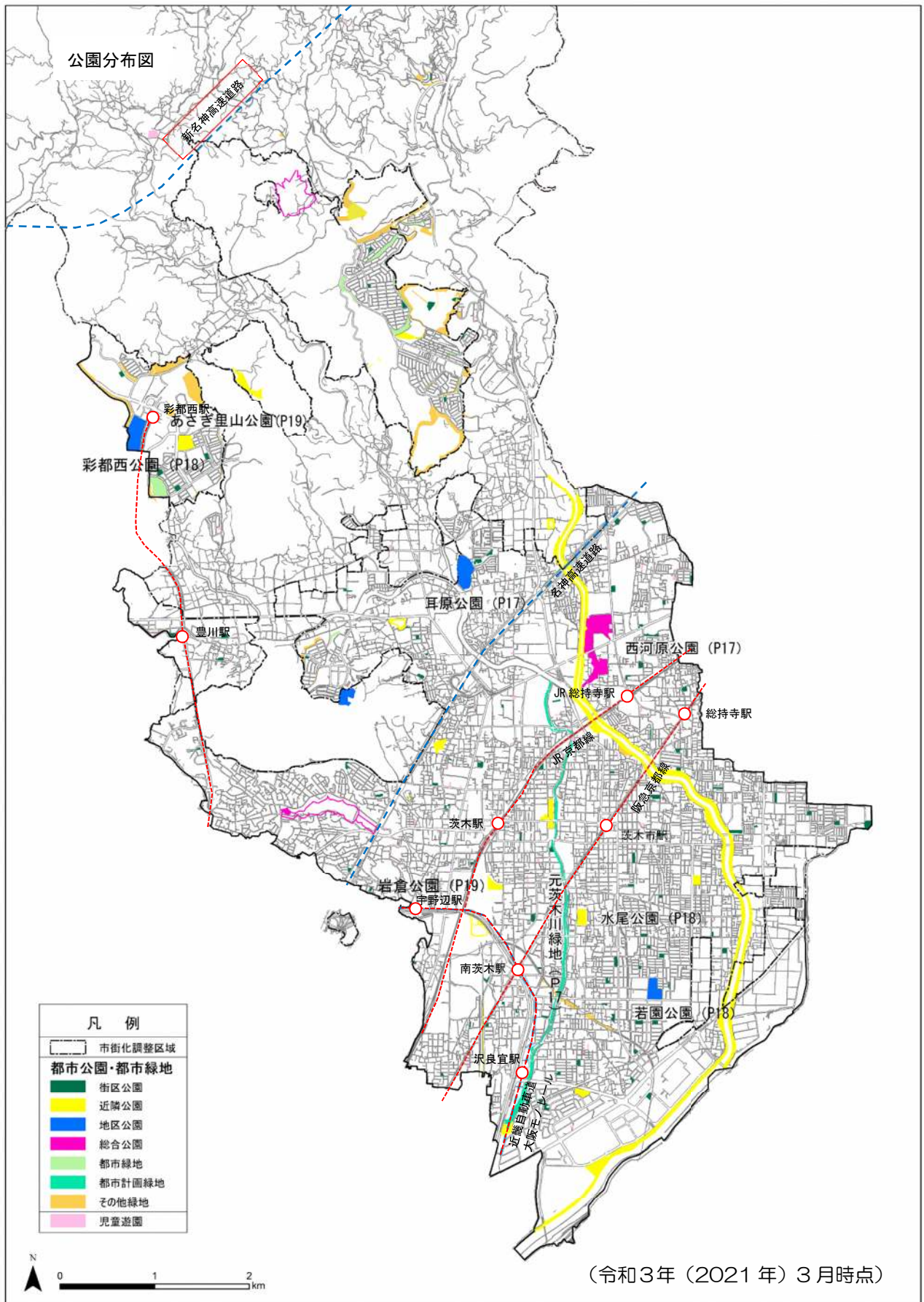
(令和3年(2021年)3月31日現在)



出典：茨木の公園・緑地



西河原公園（総合公園）



■主な公園・緑地

元茨木川緑地（都市緑地）

元茨木川緑地は、昭和24年（1949年）に廃川となった全長5キロメートルの茨木川をグリーンベルトとして整備したもので、桜を主にクスノキ、カシ、ハナミズキ、レンギョウなど40種、梅園、花壇、オリーブの森等変化に富む景観は、四季折々の姿を楽しむことができます。

平成元年（1989年）度には、「大阪みどりの百選」にも選ばれ、「茨木市民さくらまつり」やジョギング等、市民の憩いと安らぎの場となっています。市民団体等による清掃活動や自然観察会なども実施されています。

開設から46年が経過し、重点的・先導的な取組である市民ニーズ等を踏まえたり・デザインの取組が進んでいます。



西河原公園（総合公園）

みどりが豊富で野鳥が飛び交いホタルが生息する西河原公園は、従来からの樹木や竹やぶ、用水路をそのままに活かした自然豊かな公園で、平成元年（1989年）度に「大阪みどりの百選」にも選ばれました。園内にはゲンジボタルが自生し、様々な野鳥のほか、蝶やカワトンボなどの昆虫の姿も見られ、園内の小川には小魚が泳ぐなど、市街地のなかでの小動物の楽園となっています。

平成24年（2012年）度には、本市初の防災機能を備えた総合公園として拡張、開設されました。



耳原公園（地区公園）

耳原公園は、耳原大池とその外周部合わせて約4.5haの敷地に日本庭園をイメージして整備されています。園内には、滝2箇所やあずまや、芝生広場、複合遊具、散策デッキ、多目的広場などを設け、高齢者から子どもまで幅広く楽しむことができます。



この付近は、もともと自然環境に恵まれており、カルガモやコサギなどの野鳥や耳原大池には、フナやコイなどが生息しています。

若園公園（地区公園）

市の花「バラ」が、市民の皆さんに親しまれるようにとの願いを込めて整備された公園です。開設から20年余りが経過し、当初に植栽した苗木の樹勢衰退や施設の老朽化等が顕著となったため、バラ苗木の更新と施設の再整備を進め、令和元年（2019年）度にリニューアルしました。園内には、約180品種、約1,750株のバラのほか、バラ園全体が見渡せる展望所もあり、園内では、子育て団体によるウォークラリー、中学校のクラブ活動による演奏会、公園のバラを活用した緑化講習会などが開催されています。



彩都西公園（地区公園）

彩都西公園は、「様々な世代の市民が、自らの責任で、自然に親しみ、自由に遊び・学び・体験できる公園」をテーマに整備しており、大型遊具や市内を一望できる芝生広場などがあり、市外からの来園者も多くあります。

彩都（国際文化公園都市）建設推進協議会による自然に親しむイベントなど自然体験の活動が行われています。



水尾公園（近隣公園）

水尾池跡地を利用して整備した水尾公園は、創造性と冒険性豊かな利用ができるようなさまざまな遊具を整備しています。公園の北側には、高さ5メートルの芝生敷きの築山があり、複合遊具、あずまや、縁台などを設けています。外周園路は、1周450メートルのジョギングコースとして利用でき、フィットネス遊具も備えています。また、春には、桜の名所となるよう120本のソメイヨシノやサトザクラを植栽しています。

開設から27年が経ち、運動広場からの砂塵の対策を進めるとともに、木製遊具や公園施設の老朽化が進んでいたため、平成28年（2016年）度に遊具の更新のほか、公園施設の再整備を実施しました。



あさぎ里山公園（近隣公園）

あさぎ里山公園は、茨木市立彩都西小学校の北側に隣接する約 2.4 ヘクタールの大きな公園です。その中には自然にふれあえる芝生公園、噴水のある池、自然林を残した小高い里山などがあります。

この豊かな自然を活かして環境教育や市民団体による美化活動、管理活動などが行われています。

近年、公園の池では特定外来生物*であるブラックバスやブルーギルが放流され、生態系への影響が懸念されています。このため、彩都建設推進協議会において、大阪府水生生物センターの協力を受けて、池干しを行い、特定外来生物の生息状況の確認と駆除、池の環境改善などが行われています。



岩倉公園（近隣公園）

岩倉公園は、平成 27 年（2015 年）4 月に開設された立命館大学大阪いばらきキャンパスと一体的に整備されました。遊具や健康遊具が設置されているため、子どもから大人まで多くの人に親しまれています。また、防災公園としての機能も担っており、災害時には一時避難地として使用されます。キャンパス内の里山エリアでは、市民と学生が一体となった管理が行われています。

大阪ランドスケープ賞 2015（第 5 回みどりのまちづくり賞）においては、大学キャンパスと都市公園が完全に一体的化された公共的ランドスケープや持続的な維持管理に取り組まれている点が評価され、大阪府知事賞を受賞しました。



③地域制緑地

地域制緑地とは、一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地です。

茨木市における地域制緑地は下表のとおりです。

保全の対象となる緑地としては、生産緑地、保安林、農振農用地※、保存樹林などがあり、現在、延べ5,085ha（314箇所）がこれらの施策により保全されています。過去5年では、地域森林計画対象民有林、農業振興地域農用地区域、生産緑地地区、保存樹木が微減となりました。

自然公園や近郊緑地保全区域では、ボランティア団体等が環境教育や里山・里地の保全などに取り組んでおり、平成19年（2007年）7月には、茨木市内の里山・里地保全ボランティア団体や環境教育ボランティア団体、地元自治会、大阪府森林組合、茨木市林業推進協議会等が参画する「里山サポートネット・茨木」が設立されました。「里山サポートネット・茨木」では、茨木市里山センターの管理・運営のほか、地域交流・イベント（里山まつり他）の開催、各種講座・教室の開催、市民参加による里山里地保全活動の推進などに取り組んでいます。

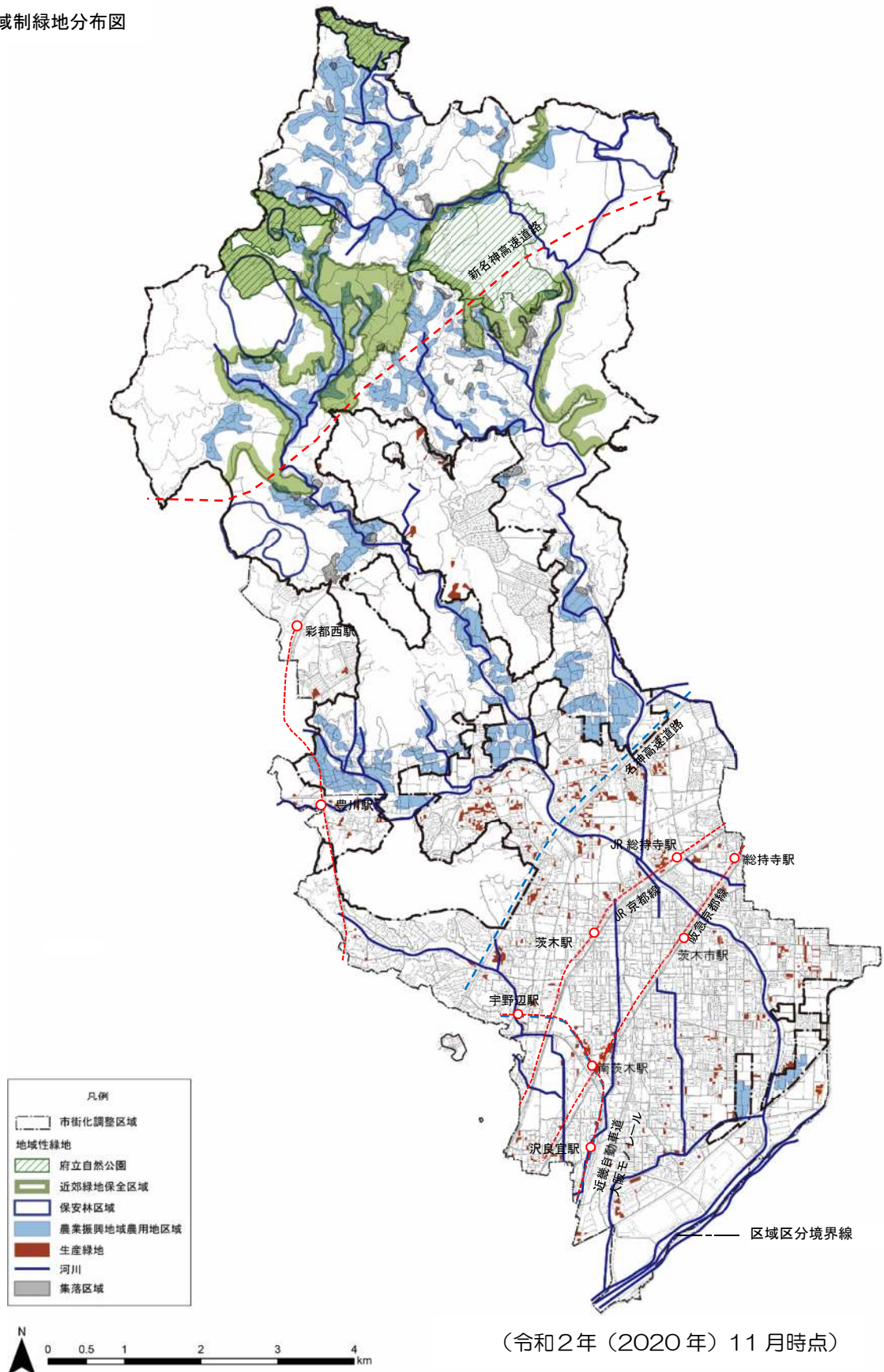
生産緑地地区については、平成4年の指定開始から30年が経過することを踏まえ、特定生産緑地の指定に向けた取組を進めています。

地域制緑地の指定状況

| 区分 | 根拠法 | 箇所数 | 面積(ha) | (当初計画策定時点) | | |
|--------|-------------|-----------------------------|--------|------------|--------|-----------|
| | | | | 箇所数 | 面積(ha) | |
| 法によるもの | 自然公園 | 大阪府立自然公園条例 | 3 | 324 | 3 | 324 |
| | 近郊緑地保全区域 | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 | — | 1,395 | — | 1,395 |
| | 保安林 | 森林法 | — | 234 | — | 234 |
| | 地域森林計画対象民有林 | 森林法 | | 2,587 | | 2,763 |
| | 農業振興地域農用地区域 | 農業振興地域の整備に関する法律 | — | 489 | — | 512 |
| | 生産緑地地区 | 生産緑地法 | 261 | 50 | 273 | 53 |
| | 河川区域 | 河川法 | 11 | (65,175m) | 11 | (65,175m) |
| 条例 | 保存樹木 | 都市の美観・風致を維持するための樹木の保存に関する法律 | 24 | (43本) | 27 | (48本) |
| | 保存樹林 | 都市の美観・風致を維持するための樹木の保存に関する法律 | 18 | 6 | 18 | 6 |
| 合計 | | 314 | 5,085 | 331 | 5,287 | |

(令和2年(2020年)11月時点)

地域制緑地分布図



④街路樹

街路樹の分布は以下のとおりです。幹線道路や計画的に整備された市街地を中心にイチヨウ、ケヤキ等のきめ細かな植樹がなされています。

一部の道路では、身近に利用する道路を自分たちの子供のように育てていくというコンセプトのもと、地元団体が継続的に清掃や緑化などの活動を行うアドプト※ロードの取組が行われています。大阪府の認定を受けてアドプトロードに取り組む団体は過去5年で5団体増加しており、現在、JR茨木駅東口や山手台などで14団体が清掃や植栽管理等に取り組んでいます。

街路樹分布図



山手台地区のイチヨウ



真砂地区のケヤキ

(令和2年(2020年)11月時点)

⑤その他の緑の特性

○山林

北部地域（旧石河村、見山村、清溪村）や、その南側の山麓地域は、北摂山系がもたらす自然豊かな山地の樹林となっており、安威川上流の竜仙峡付近には、大阪府内で貴重なアカカシ群落広がっています。人工林であるスギ・ヒノキ林もありますが、モチツツジ・アカマツ群落、コナラ群落などの天然林が多いことが大きな特徴です。かつて一部の山林では、人による樹木更新がされなくなったため大木化が進み、ナラ枯れ、マツ枯れも発生していましたが、現在は被害も少なくなっています。

また近年、水源のかん養、災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林の公益的機能が全国的に注目され、特に都市近郊林においてその傾向が著しく、茨木市においても身近な自然環境資源としての保全整備を行うことが求められています。令和2年（2020年）には、森林整備計画が改訂され、集約的・合理的な保育施業の計画的・適正な実施、ナラ枯れ対策、鳥獣による森林被害対策、天然林施業の導入、「森づくり委員会」を通じた協議・調整などの方策が立てられています。



○農地

北部地域や山麓地域において農振農用地を含めた田畑が広がっているほか、市街地においても生産緑地が点在しており、大都市に近い立地条件を活かした近郊農業等が行われています。これらの農地は、減少傾向にあるものの農作物の生産地としてだけでなく、防災や景観形成などの面からも都市における貴重なオープンスペースとして重要な役割を果たしています。



泉原地区の農地

○社寺・古墳等

市内には、古墳や社寺が多数分布していることも市の緑の大きな特徴です。これらの緑はオープンスペースとしての機能も有しています。

また、社寺などを中心に24箇所、合計43本の保存樹木と18箇所、合計57,713㎡の保存樹林が指定されており、市民の貴重な財産として大切にされています。阿為神社のシイ林は、環境庁の特定植物群落に指定されています。



太田茶臼山古墳



阿為神社のシイ林

○まちなかの緑

住宅地や商業・業務施設等においては、地区計画や建築協定、景観協定等の制度の活用も含め、敷地内緑化や生垣等による良好な市街地環境の形成が図られています。

住宅地である庄一丁目地区及び大学キャンパスのある立命館大学岩倉町地区のほか、この5年で新堂二丁目地区、太田東芝町・城の前町地区、大阪大学地区、南目垣・東野々宮町地区において緑化率の最低限度（大阪大学地区 25%、それ以外の地区 20%）が設定された地区計画が指定されており、緑と調和した市街地の形成が図られています。また、敷地の空地部への緑化等が定められた建築協定も7箇所で締結されています。



壁面緑化がなされたビル
（京都銀行茨木ビル）



玉瀬町のまちなみ

（写真の2件は第6回茨木市景観賞受賞）

○その他の緑

一部の市立小・中学校においては、ヒートアイランド現象の緩和、土ほこりの減少や景観向上の観点からグラウンドを芝生化しているところもあります。また、市立幼稚園においても園庭の一部を芝生化しています。学校ビオトープ※は減少しましたが、環境学習の題材として積極的に活用しているところもみられます。



彩都西小学校のビオトープ

| | | 学校数 | 学校数（当初計画策定時点） |
|-----------------|-----------------------|-----|---------------|
| 学校におけるグラウンドの芝生化 | 一部、芝生化に取り組んでいる | 4 | 4 |
| | 芝生化に未着手 | 42 | 42 |
| 各校のビオトープの取組状況 | ビオトープがあり、環境教育等で活用している | 4 | 9 |
| | ビオトープはあるが、特に活用していない | 0 | 2 |
| | ビオトープに取り組んでいない | 42 | 35 |

⑥緑にかかる活動

市民主体による公園・緑地の維持管理、人工林の育成、里山保全、環境教育など緑に関する様々な活動が取り組まれています。ボランティア団体や民間事業者の参画も含め、市民主体による公園・緑地の維持管理、里山保全（アドプトフォレスト制度の活用等）、環境教育など緑に関する様々な活動が取り組まれています。これらの団体は増加傾向にありますが、参加メンバーの高齢化等の問題に直面している団体もあります。

緑にかかる活動団体一覧

| 団体名 | 活動場所 (団体数) | 活動内容 | 団体数(当初計画策定時点) |
|-----------------|----------------|------------------------------------|---------------|
| 公園美化協定団体 | 中央公園 (他 29) | 公園清掃に関する協定 | 12 |
| 自治会、老人会等の児童遊園管理 | 各児童遊園 | 児童遊園に関しては地域団体が草刈り、清掃等日常管理を行う。 | |
| 花と緑の街角づくり協定団体 | (146 団体) | 市との協定により、公園花壇や空閑地、民有地の草花を管理する。 | 142 |
| アドプトリバー | (6 団体) | 安威川、茨木川、大正川の美化活動(学園町、西田中、三島、太田、天王) | 5 |
| グリーンボランティア | — | 公園・緑地の管理、街路樹の灌水 | |
| 里山サポートネット・茨木 | 里山センター (泉原) | 里山保全団体、環境教育団体等が参画し、啓発活動や教育支援を行う。 | |
| 茨木ふるさとの森林づくり隊 | 銭原他 | 人工林の育林 支援、雑木林の再生支援 | |
| 茨木里山を守る会 | 千提寺他 | 天然林整備、里山保全啓発活動 | |
| 車作里山倶楽部 | 車作他 | 地域住民と協働して里山保全、希少種の保護、林産物の生産協力 | |
| 泉原棚田を守る会 | 泉原 | 泉原地区の棚田を保全する | |
| 彩都の棚田を守る会 | 彩都あさぎ | 彩都地区の棚田を保全する | |
| 鉢伏山森づくりの会 | 岩阪 | 地域住民と協働して鉢伏山の里山保全 | |
| 茨木交流倶楽部花咲かせ隊 | 元町他 | 中心市街地の花壇や空閑地の花苗を管理する | |
| 茨木市自然保護研究会 | — | 自然環境、生物の調査研究 | |
| 茨木バラとカシの会 | — | 自然観察、小学校での自然観察会 | |
| 老人会公園清掃 | 元茨木川緑地 | 年 1 回の清掃美化活動 | |
| 老人会等の緑化活動 | — | 各小学校での花苗育成 | |
| 市民団体緑化活動 | 郡小学校、 郡山小学校 | 校庭芝生管理 | |

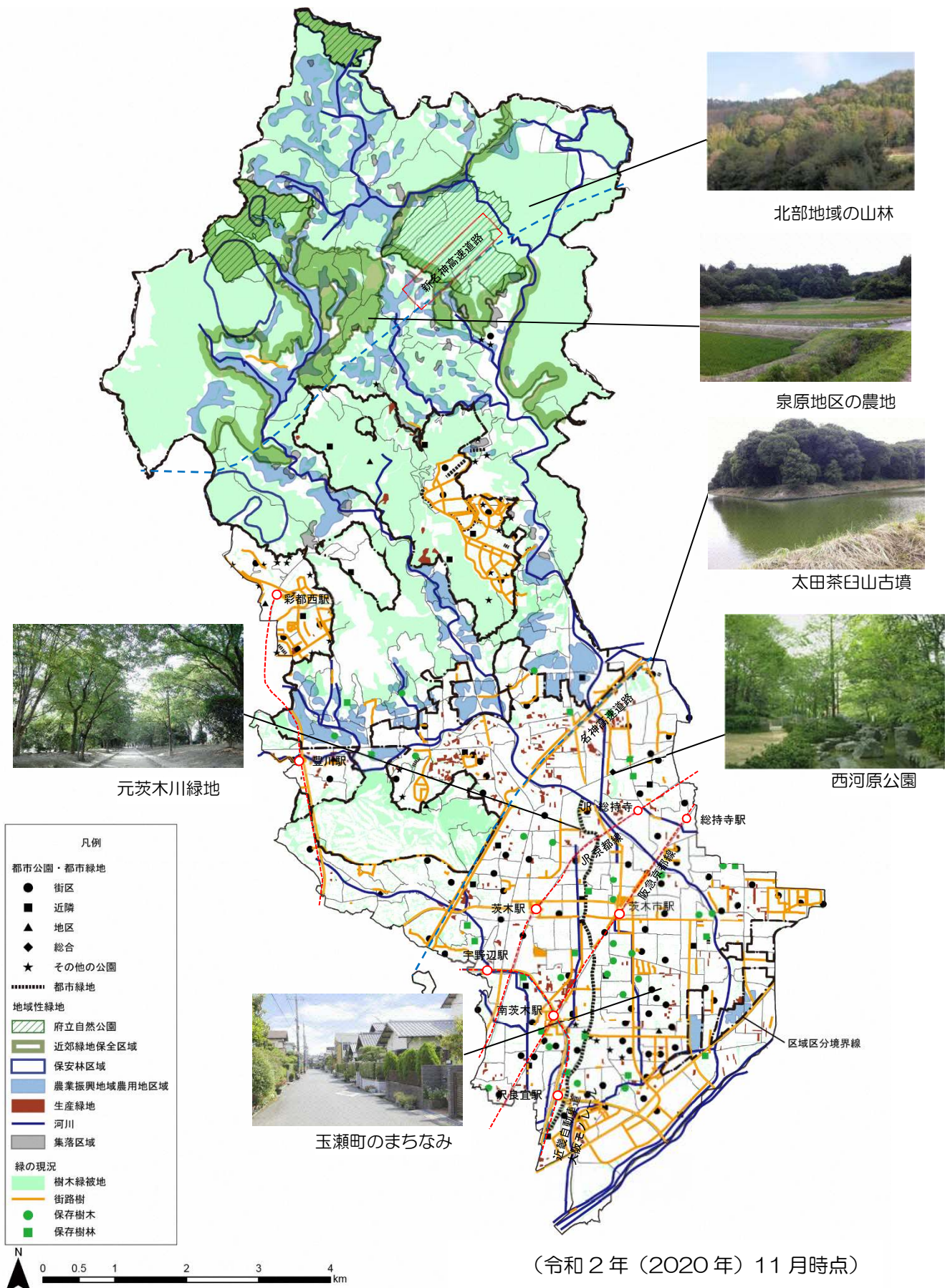


里山保全活動



環境教育

⑦緑の総括図



(4) 緑に関する市民意識・意向

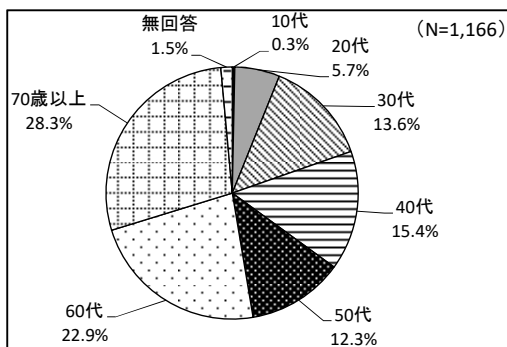
① 調査概要

| | |
|--------------|--|
| 調査の目的 | 茨木市の公園・緑地等の緑や緑化活動等について、市民が抱いている思いや、今後の緑のあり方に対する考え方を把握し、質の高い緑の保全と創造につながる計画を検討する際の手がかりとすることを目的に実施しました。 |
| 調査の対象・人数・基準日 | 平成26年(2014年)12月1日現在で茨木に在住の18歳以上の男女3,000人(住民基本台帳より無作為に抽出) |
| 配布・回収方法 | 郵送による配布、回収。 |
| 調査期間 | 平成27年(2015年)1月7日から2月3日まで。 |
| 回収状況 | 配布数 : 3,000 回収数 : 1,186 (2月3日以降に返送された20通を含む。) 回収率 : 39.5% 集計対象数 : 1,166 (2月3日までに返送されたもの。) |
| 調査項目 | ①住んでいる地域の緑について ②茨木市全体の緑について ③緑との関わりについて ④公園との関わりについて ⑤元茨木川緑地について ⑥農地について ⑦山林について ⑧生物多様性、自然との共生について ⑨まちづくりについてのご意見 ⑩回答者ご自身について |
| 留意点 | 回答比率は、少数第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。 |

②回答者属性

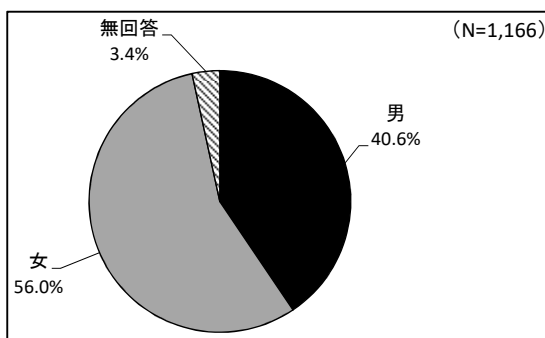
<年齢>

「70歳以上」が28.3%で最も多く、次いで「60代」が22.9%となっています。60歳未満と60歳以上でそれぞれ約半数となっています。



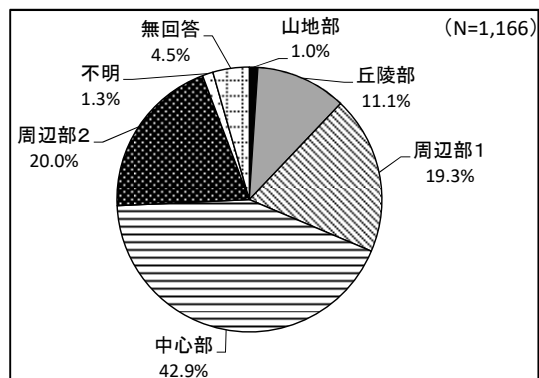
<性別>

「女性」が56.0%、「男性」が40.6%です。



<お住まいの地区>

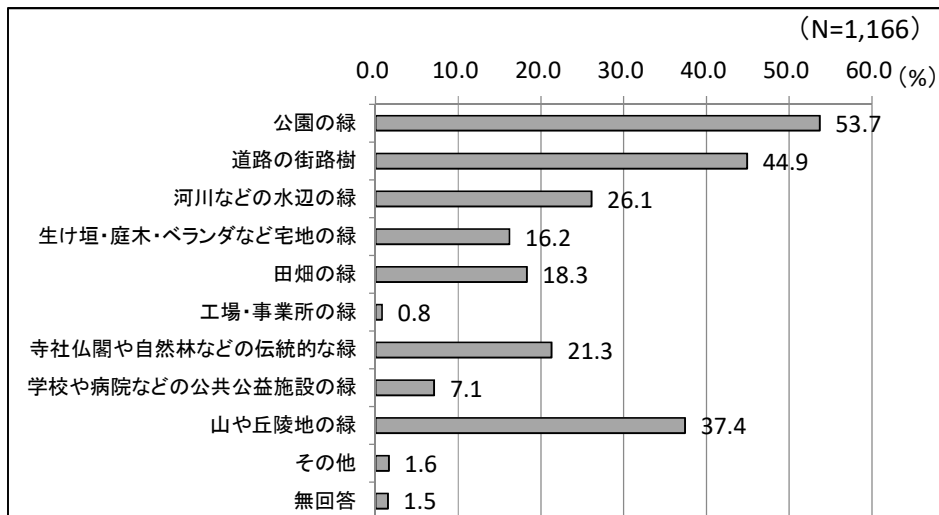
「中心部」が42.9%、中心部の南に位置する「周辺部2」が20.0%、中心部の北に位置する「周辺部1」が19.3%などとなっています。



③調査結果（抜粋）

茨木市全体の緑について

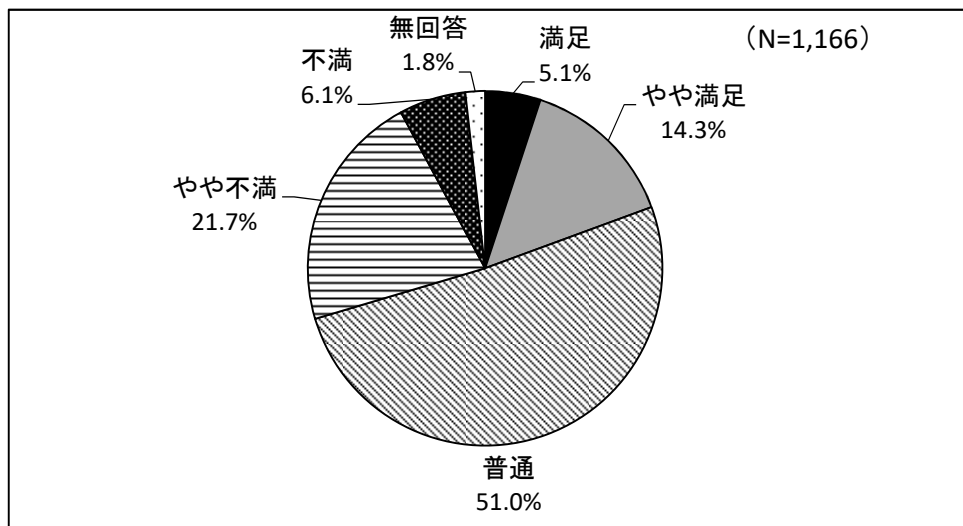
問4. 茨木市全体では、どのような緑が多いと思いますか？（3つまで選択可）



○茨木市全体で多いと感じる緑としては、「公園の緑」が最も多く、53.7%となっています。

○次いで、「道路の街路樹」が44.9%、「山や丘陵地の緑」が37.4%、「河川などの水辺の緑」が26.1%などとなっています。

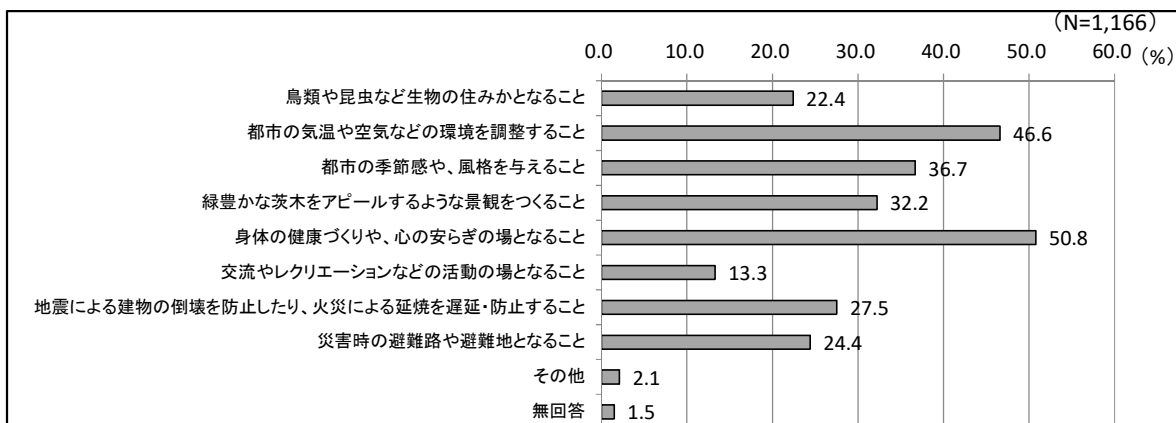
問6. 茨木市全体の緑について、あなたはどのように思いますか？（1つ選択）



○茨木市全体の緑の満足度については「普通」が最も多く、51.0%となっています。

○「満足」と「やや満足」が合わせて19.4%であるのに対し、「不満」と「やや不満」が27.8%と上回っています。

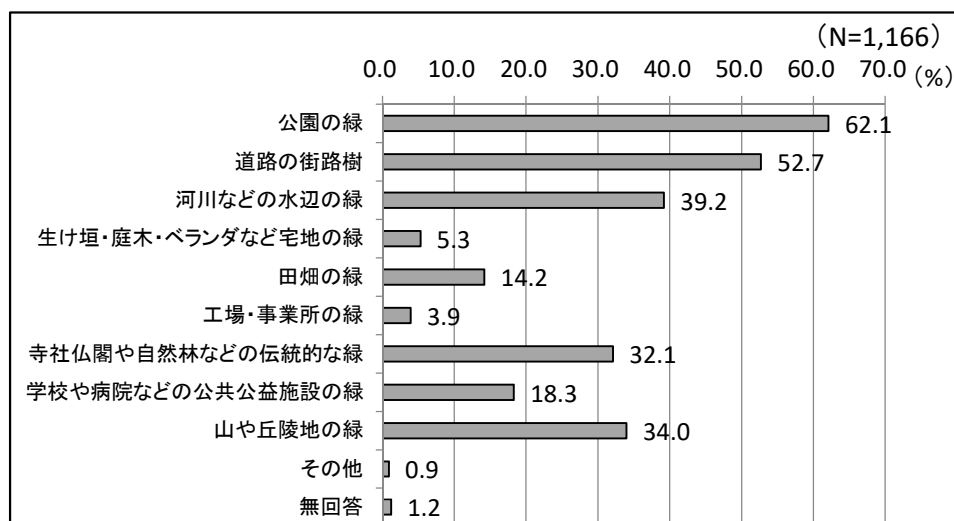
問7. 茨木市の緑に対して、今後どのようなことを特に望みますか？（3つまで選択可）



○茨木市の緑に対して望むこととして、「身体健康づくりや、心の安らぎの場となること」が50.8%で最も多く、「都市の気温や空気などの環境を調整すること」が46.6%で続いています。

○「都市の季節感や、風格を与えること」や「緑豊かな茨木をアピールするような景観をつくること」も30%以上が選択しています。

問8. 茨木市の緑のうち、特に守り育てる必要があるものはどのような緑だと思いますか？（3つまで選択可）



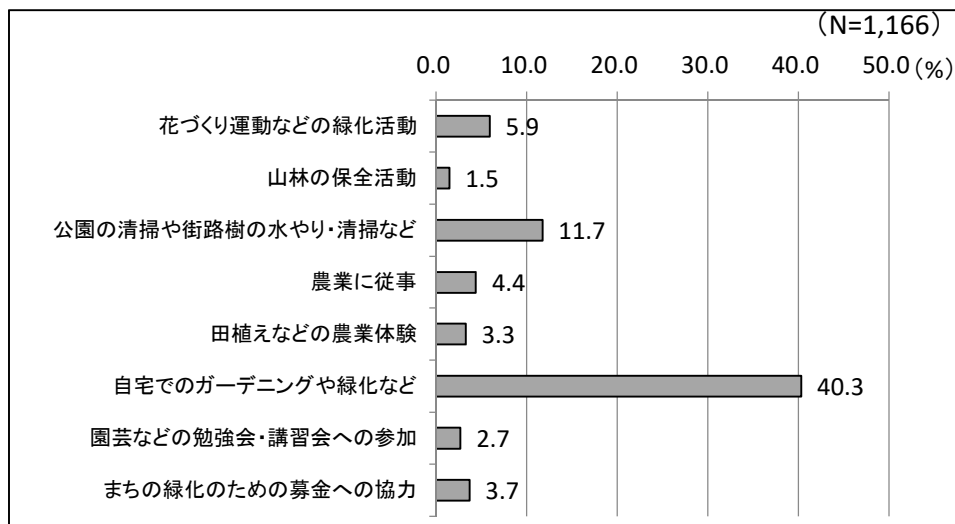
○茨木市の緑のうち、特に守り育てる必要がある緑として、「公園の緑」を62.1%、「道路の街路樹」を52.7%が選択しています。

○「河川などの水辺の緑」「山や丘陵地の緑」「寺社仏閣や自然林などの伝統的な緑」は30%以上が選択しています。

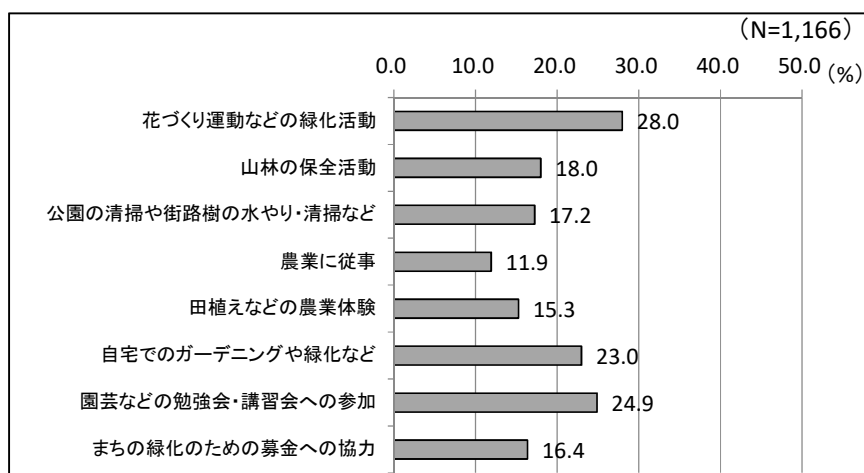
緑との関わりについて

問9. あなたと緑の関わりについて、あなたが現在やっていること、または、今はやっていないがこれからやってみたいことがあれば、○をつけてください。

【現在やっていること】



【今はやっていないがこれからやってみたいこと】



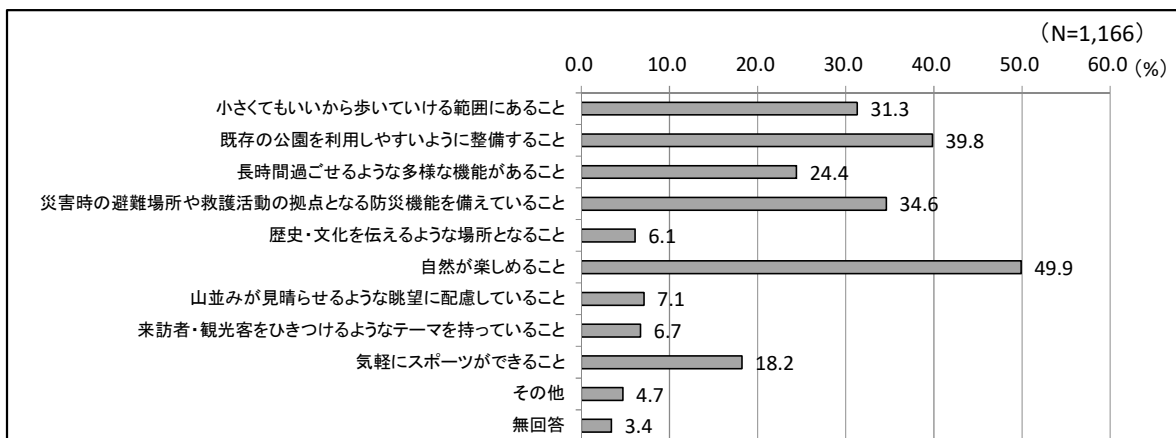
○緑との関わりで現在やっていることは、「自宅でのガーデニング」が最も多く、40.3%が選択しています。

○「自宅でのガーデニング」以外は低い割合となっており、「公園の清掃や街路樹の水やり・清掃など」の11.7%の他は、10%を下回っています。

○これからやってみたいことは、ばらつきがみられますが、「花づくり運動などの緑化活動」「自宅でのガーデニングや緑化など」「園芸などの勉強会・講習会への参加」が多く、20%以上が選択しています。

公園との関わりについて

問15. 茨木市の公園・緑地に対して今後どのようなことを特に望みますか？（3つまで選択可）



○茨木市の公園・緑地に対して望むことは、「自然が楽しめること」が最も多く、49.9%が選択しています。

○次いで「既存の公園を利用しやすいように整備すること」「災害時の避難場所や救護活動の拠点となる防災機能を備えていること」「小さくてもいから歩いていける範囲にあること」が多く、30%以上が選択しています。

2. 緑を取り巻く社会潮流

<人口構造の変化>

現在、人口は増加が続いていますが、近い将来、減少に転じると予想されます。また、少子高齢化は確実に進んでおり、今後もその傾向が続くと予想されます。

茨木市では、総合計画に定めるスローガン「ほっといばらき もっと、ずっと」に基づき、「住み続けたい」「住んでみたい」「訪れたい」と思われるまちを目指してまちづくりを進めています。これまでは、新たな宅地開発等に伴い整備してきた道路や、公園・緑地施設について、「量」の確保に追われていた時代であったのが、今後は、労働人口の減少に伴う税収減等が予想される中、「選択と集中」の考え方のもと「量」はもとより、維持管理や利用方法の見直しも含めた「質」の向上が重要になってくるものと考えられます。

<まちづくりにおける様々な分野での市民参加の取組の増加>

市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進み、行政だけでまちの課題に対応することが難しくなっています。これに対し、例えば防災分野では、地域コミュニティにおける防災活動の推進の観点から、居住者等が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が平成 26 年（2014 年）に創設されました。また、平成 26 年（2014 年）より地域における課題解決や地域活性化に対し、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する「地域活性化に向けた協働取組の加速化事業」などが実施されており、環境分野での市民参加や協働をキーワードとした取組が広がりを見せています。

緑のまちづくりに関しても、市民の主体的な取組や、市民一人ひとりがまちづくり活動に参画する意識の醸成が求められている中、茨木市においては、元茨木川緑地のリ・デザインや広場の活性化の取組などを始め、公共、民間を問わず緑に関連した市民主体による公園・緑地の維持管理、人工林の育成、里山保全、環境教育など様々な活動が取り組まれています。

なお、令和元年（2019 年）に発生した新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、生活様式や事業活動に変化が生じています。リモート勤務、在宅勤務が一般的になる中、気軽に運動や気分転換等ができる身近な公園に対してはその重要性が再認識されつつあります。緑に関する課題への対応は不急ではあるかもしれませんが、決して不要なものではなく、各感染症への対策をとりながらソフト面での取組を協働で進めていくことが求められています。

<都市の緑を取り巻く動き>

OSDGs^{*}の採択

平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGs は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標であり、持続可能な社会

を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

多くのゴールの実現に緑が直接的・間接的に貢献すると考えられるものであり、都市には公園・緑地、街路樹、農地などが存在していることから、緑の保全や創造、多様な効果を発揮することがSDGsの達成にも深く寄与することにつながると考えられます。

なお、第5次茨木市総合計画後期基本計画では、施策ごとにSDGsの17の目標を位置づけ、整理を行うことにより、各主体のSDGsに対する理解を深めるとともに各主体のさらなる連携を促し、施策を推進していくこととしています。



○緑を重視したまちづくりの広がり

みどりの量の確保から質の向上へという方向性の変化、財政面・人材面の制約等により地方自治体による施設の新規整備や適切な更新が困難であるといった背景のもと、今後は民間活力を最大限に活かして、みどりの整備・保全を効果的に推進し、みどり豊かで魅力的なまちづくりを実現することが必要です。こうした考えのもと、平成29年(2017年)に都市緑地法等の一部が改正されました。これらの法律の改正により、さらにみどりの持つ多面的な機能を発揮することが可能となりました。

【都市緑地法等の改正のポイント】

- 都市公園の再生・活性化【都市公園法、都市開発資金の貸付けに関する法律】
 - ・都市公園法で保育所等の設置を可能に
 - ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
 - ・公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸(10年→30年)
 - ・公園の活性化に関する協議会の設置
- 緑地・広場の創出【都市緑地法】
 - ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
 - ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
- 都市農地の保全・活用【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】
 - ・生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に(300㎡を下限)
 - ・生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に
 - ・新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設

また、大阪府においては、道路や河川を中心に、一定幅の沿線民有地を含む区域の緑化を促進する「みどりの風促進区域」が平成 23 年（2011 年）に指定されるなど、緑を重視したまちづくりが広がりを見せています。

緑の保全・創出を効果的に進めていくためには、これらの関連する法令等に基づき、適切な施策を講じていくことが求められます。

茨木市においては、昭和 45 年（1970 年）から開発協議基準、昭和 57 年（1982 年）から開発指導要綱などによる民間開発での緑地等の確保について努めてきました。

○緑にかかる財源確保の取組

全国的に森林保全の財源確保のため森林環境税を導入する県が増加する中、大阪府においても森林保全対策を推進するために平成 28 年（2016 年）度から森林環境税が導入されています。また国税の森林環境税も令和 6 年（2024 年）度より導入される予定で、その前倒しで令和元年（2019 年）度より森林環境譲与税が府市に交付されており、緑の施策をより一層進める環境が整いつつあります。

○地球レベルの温暖化対策や生物多様性の確保に関する意識の高まり

地球温暖化の対策が急がれる中、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、日本政府は「平成 25 年（2013 年）度比 26%減」という令和 12 年（2030 年）までの温室効果ガス削減目標を発表しました。CO₂ 吸収源・固定源としての緑の量を確保していくことがさらに求められています。

また、「生物多様性基本法」「生物多様性地域連携促進法」が平成 20 年（2008 年）に制定され、「生物多様性国家戦略 2010」では、緑の基本計画を都市における自然的環境の確保に貢献する計画として位置づけました。平成 22 年（2010 年）10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を図る「SATOYAMA イニシアティブ」が提唱され、同イニシアティブを世界的に推進していくことが採択されました。

茨木市においては、環境基本計画において、「心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち」を環境像として掲げ、基本施策である「バランスのとれた自然環境をつくる」のもと、「都市とみどりの共存」、「自然資源の利用の推進」、「生物多様性の保全」を進めていくこととしています。

○防災・減災や防犯のまちづくりに対する意識の高まり

阪神淡路大震災、東日本大震災や台風等による風水害により、防災への意識や備えの必要性が再認識される中、防災・減災のまちづくりに向けて防火植栽、倒木対策、避難場所・避難経路など、緑の防災機能の向上・充実が求められています。平成 30 年（2018 年）の大阪北部地震では、公園・緑地が避難路や一時避難地として機能するとともに、若園公園

では自衛隊の災害支援を受け入れるなど、その役割の重要性が再認識されました。

また、防犯面の観点からは、公園で緑が死角をつくってしまうことがないようにするなど、やみくもに緑を増やすのではなく、適正な配置にしていくことも重要です。

国においては、平成 25 年（2013 年）度に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

本市においても、発災時の応急や復旧だけでなく、発災前からの社会経済システムの強靱化にも着目した「茨木市国土強靱化地域計画」を策定し、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための施策を推進していくこととしています。

また、茨木市地域防災計画においては、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路等の都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地などの貴重なオープンスペース、学校、比較的敷地規模の大きな公共施設の有効活用を図り防災空間を確保することとしています。

3. 緑のまちづくりにかかる課題

活用

緑によってもたらされる効果を踏まえ、人々の生活や営みの中で積極的に活用していく必要があります。

平成 28 年（2016 年）5 月、国土交通省によって「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」の最終とりまとめが公表されました。この最終とりまとめにおいては、新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方として「新たな時代の都市を支える緑とオープンスペースの戦略的な確保、活用」「まちの個性、市民の力を引き出すための都市公園の多機能性の発揮」「幅広い主体との協働により質を向上させていく仕組みの構築」の取組を推進していくことが必要と位置付けられており、こうした考えのもと、平成 29 年（2017 年）には、公園マネジメントの新たな展開等を含めた都市緑地法等の一部が改正されました。

本市は、市域の平地部のほとんどが市街化し、少子・高齢化の進行や厳しい財政状況が続くと予想される中、緑のまちづくりにおいてもこれまでの「公による整備」が中心の取組から、民有地の緑も含めた今ある緑をどう活かし、どう質を高めていくかが大きな課題となっています。

市民意向調査によると、地域の交流や活動などの面でより一層活用していく必要があります。

市民のライフスタイルの多様化なども踏まえ、単に個人として利用するだけでなく、地域交流や子育て、福祉の場の提供、さらには観光振興などの面で緑が持つ機能を最大限に引き出しながら積極的に活用していくことが必要です。

【個別の課題】

- ・ 様々な活動の場としての緑の活用
- ・ 市民ニーズの変化等に基づく施設の見直しと施設・設備の質の向上
- ・ 緑にかかる情報発信

保全・育成

様々な緑を守り育て、次世代に受け継いでいく必要があります。

市街地においては、現在リ・デザインの取組を推進している全長約 5km に渡る緑の骨格である元茨木川緑地を始め、公園・緑地、河川・ため池、農地、古墳・遺跡、街路樹などの人々の営みの中で守り育てられてきた様々な緑が存在します。これらは、市の魅力や市民の生活の向上につながる重要な役割を持っています。

また、本市の北部の北摂山地の山林は、本市の緑の重要な構成要素となっており、面的なボリュームのある緑として景観や防災、生態系保全などの面で重要な役割を果たしていま

す。

このことから、「選択と集中」の考え方も踏まえ、まちの魅力向上や景観形成、防災、ポストコロナ社会における新たな生活様式へのニーズへの対応といった観点から、このような既存の緑の役割と効果を見極めた上で、緑を守り育てながら、次世代へと引き継いでいくことが必要です。

【個別の課題】

- ・市街地背後の山並みの景観形成や生態系保全、林業、レクリエーションなど様々な機能を持つ緑の骨格としての山林の保全・活用
- ・農地、社寺や古墳、遺跡等の緑、河川空間などの緑の保全・活用
- ・既存公園施設等の適切な維持管理、未整備公園の整備
- ・山地から市街地にかけて、多様な生物の生息空間となる、まとまった緑の確保や移動空間となる緑のネットワークづくり
- ・市中心部において、建築規制等と連携した市街地空間に緑化を促進するしくみづくり

再生・向上

まちの緑を再生するとともに質の向上及び最適化を進めていく必要があります。

整備後長い年月が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進む公園・緑地が増加していることから、周辺環境や市民ニーズの変化を踏まえつつ、質を高めながら再生していくことが必要です。

また、一部の山林では、人による樹木更新がされなくなったため大木化が進んでおり、ナラ枯れ、マツ枯れの被害を受けにくい健全な山林を目指して対策を進めていく必要があります。これらについては、今後の維持管理のあり方を見据えつつ、再生していくことが求められます。

そのほかの緑についても、その緑の位置づけ、役割を踏まえつつ質を高めて行くことが必要です。

【個別の課題】

- ・マツ枯れ、ナラ枯れへの対応
- ・既存公園等の老朽施設や老木の更新・再整備
- ・緑にかかる維持管理の仕組みづくり

協働**市民や事業者による緑の取組への参画を促進していく必要があります。**

先に整理した、緑の「活用」「保全・育成」「再生・向上」に関する課題への対応を考える際の共通するキーワードとして「協働」があげられます。

平成23年(2011年)10月に施行された環境教育基本法では、学校教育における環境教育の充実が図られたほか、環境行政への民間団体の参加と協働を推進するための規定が多く盛り込まれるなど、環境分野において協働の取組の推進にかかる環境が整いつつあります。

そのような中、茨木市においても、市民団体等によって公園・緑地の維持管理、人工林の育成、里山保全、環境教育など緑に関する様々な活動が取り組まれています。

しかし、市民意向調査によると、自宅でのガーデニングなどの緑づくりに取り組む人は多いものの、山林や農地などへの関心は低く、緑化活動や山林の保全活動に参加している人は1割にも満たない状況にあります。

茨木市総合計画においても今後、協働をより一層重視していく方向性が位置づけられていることから、これまでの市民や事業者が主体となった取組や協働による取組を根付かせ、拡大していくとともに、地域の緑のまちづくりを担っていく人材を発掘し育成するために、現在活動していない人々が気軽に参加できる機会を充実させるなど、緑のまちづくりに参画する市民や事業者を増やしていくことが必要です。なお、協働の取組に際しては、ソーシャルディスタンスの確保やオンラインツールの活用など新型コロナウイルス感染症等への対策に努めながら進めていくことが必要です。

【個別の課題】

- 市民の緑に対する意識の向上
- 公園・緑地等の維持管理への市民参加のさらなる機会づくり
- 北部山間地域の里山づくりにおける市民参加による取組の拡大

第3章 目指すべき緑の方向性

前章までで整理した本市の緑の特性と課題等を踏まえ、本市が目指すべき緑の方向性として、緑の将来像及びその実現に向けた基本的な方針を明らかにします。

第2章 茨木市の緑の特性と課題

○茨木の緑の特徴

- ・市の基幹的な緑として、全長約 5km の元茨木川緑地や総合公園である西河原公園など大規模な緑地や公園が整備されているとともに、街区公園や児童遊園など市民の生活に身近な400箇所ほどの公園も、きめ細かく配置されています。
- ・都市公園等については、計画的な整備を進めてきており、大規模開発地や池沼での整備を除けば、市街地での整備はおおむね完了してきています。
- ・指導行政等による民間開発での緑地等の確保について努めてきたが、さらなる取組拡大の余地があります。
- ・一部の市立小・中学校においては、グラウンドの芝生化及びピオトープの取組を進めています。また、市立幼稚園において園庭の一部を芝生化しています。
- ・緑のオープンスペースとしての機能を持つ社寺や古墳、河川、ため池、農地、街路樹など、公園・緑地以外の緑も数多く分布しています。
- ・北部に広がる山林では、モチツツジ・アカマツ群落、コナラ群などの天然林が多いことが大きな特徴です。
- ・整備後数十年が経過して老木化や施設の老朽化が進む公園・緑地が増えつつあります。
- ・かつて一部の山林では人による樹木更新がされなくなったため大木化が進み、ナラ枯れ、マツ枯れが発生していましたが、現在は被害も少なくなっています。
- ・本市の緑に対する市民の評価は、「満足」より「不満」が多く、満足度が高いとは言えない状況にあります。



○緑を取り巻く社会潮流

- ・人口減少・少子高齢化が進む中、「選択と集中」の考え方のもと緑の「量」とともに、維持管理や利用方法の新たな展開も含めた「質」の向上が重要になっています。
- ・市民ニーズや価値観の多様化、複雑化を背景として市民の主体的な取組や市民一人ひとりがまちづくり活動に参画する意識の醸成が求められている中、市民主体による公園・緑地の維持管理や里山保全、環境教育など緑に関する様々な活動が取り組まれています。
- ・大阪府において「みどりの風促進区域」が指定されるなど、緑を重視したまちづくりが広がりをを見せています。
- ・全国的に森林保全の財源確保のため森林環境税を導入する県が増加する中、大阪府においても森林保全対策を推進するために平成 28 年（2016 年）度から森林環境税が導入されており、緑の施策をより一層進める環境が整いつつあります。
- ・地球レベルでの温暖化対策や生物多様性の確保が求められる中、CO₂ 吸収源・固定源や生物生息の場として緑を確保していくことが求められています。
- ・防災・減災のまちづくりに向けて防火植栽、避難場所・避難経路の確保など、緑の防災機能の向上・充実が求められます。



○緑のまちづくりにかかる課題

- ・緑によってもたらされる効果を踏まえ、人々の生活や営みの中で積極的に活用していく必要があります。
 - ・様々な緑を守り育て、次世代に受け継いでいく必要があります。
 - ・まちの緑を再生するとともに質の向上及び最適化を進めていく必要があります。
- ☆市民や事業者による緑の取組への参画を促進していく必要があります。

第3章 目指すべき緑の方向性
「緑の将来像」「基本的な方針」へ

関連計画

総合計画

スローガン ほっといばらき もっと、ずっと

○まちの将来像

- ・ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
- ・次代の社会を担う子どもたちを育むまち
- ・みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち
- ・市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち
- ・都市活力がみなぎる便利で快適なまち
- ・心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

都市計画マスタープラン

キャッチフレーズ 「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木

○都市づくりプラン

- ・広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める
- ・無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める
- ・既存ストックの有効活用を進める
- ・暮らしの安全・安心を確保する
- ・良好でうるおいのある住環境の形成を進める
- ・多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ
- ・都市の活力を高める産業を創り、守り育てる
- ・暮らしを支える「拠点」を活性化
- ・憩いと癒しの空間を守り、つくる
- ・まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める
- ・地域と暮らしを支える交通システムを構築する
- ・人と環境にやさしい都市づくりを進める
- ・市民・民間によるまちづくりを進める

環境基本計画

環境像 心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

○基本施策

- ・いごちの良き生活環境をたもつ
- ・バランスのとれた自然環境をつくる
- ・ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす
- ・きちんと分別で資源の循環をすすめる

その他関連計画等

- ・健康や子育て、保健・福祉、協働などの分野の各種計画等

第3章目指すべき緑の方向性
「緑の将来像」「基本的な方針」へ

第3章 目指すべき緑の方向性

1. 緑の将来像

メインテーマ
人持ちで 緑を育て 緑が育む ほっといばらき
サブテーマ
 活発な市民活動と協働によってまちを豊かにする、質の高い緑の保全・創造・再生と活用

緑の将来像のメインテーマは、「人持ちで 緑を育て 緑が育む ほっといばらき」とします。市民が日常生活や仕事、地域活動などの中で様々な人々と関わりながら緑を育て、その緑が今度は「ほっといばらき」を育てていくという、そんな緑のまちづくりを目指します。

また、サブテーマは、メインテーマを踏まえた緑のまちづくりの方向性を表現するものです。市民活動を活発にするとともにまちを豊かにする緑を、単に増やすのではなく質の高い緑を保全・創造・再生しながらそれらを活用していくという思いを込めて、「活発な市民活動と協働によってまちを豊かにする、質の高い緑の保全・創造・再生と活用」とします。

2. 基本的な方針

これまでに整理した緑を取り巻く状況や上位計画、課題整理などを踏まえ、緑の将来像の実現に向けて緑のまちづくりを進めていくための基本的な方針を設定します。

(1) 市民の生活や様々な都市活動の中で緑を活かしましょう

茨木市で充実した暮らしや営みを実感できるよう、市民生活や都市活動の場において緑の利用・活用を図ります。緑の種類や緑がある場所・環境などを踏まえ、従来のレクリエーション、防災、環境保全などに加え、福祉、子育て、教育、交流などの分野でも緑の積極的な利用・活用を図ります。

ここでは、緑の利用・活用を果実として例えます。たくさんの果実が実るような取組を進めます。

(2) 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう

緑の存在や利用・活用が生活や都市活動をより充実させるという市民への意識啓発に取り組むとともに、緑に関わる主体の育成や緑のまちづくりに参加できる場や機会の充実など、より多くの市民が緑に関わる取組を推進します。

(1)の可能性を広げるのがこの(2)です。果実である(1)を幹や枝として支えながらたくさん育てていきます。

注)「人持ち」という言葉は、市民まちづくり会議で生まれた造語です。「人持ち」とは、自分のまわりの人(家族・親戚・友人・知人・地域・子ども・学校・仕事・学習・ボランティア・趣味 etc)をどれだけ知っているか、つながっているか、ということです。

また、「ほっといばらき」の「ほっと」とは、市民が元気に躍動するまちの姿を表す「HOT」と、誰もがやすらぎを感じ、安心して生活を送ることができるまちの姿を表す「ホッと」という2つの意味があります。

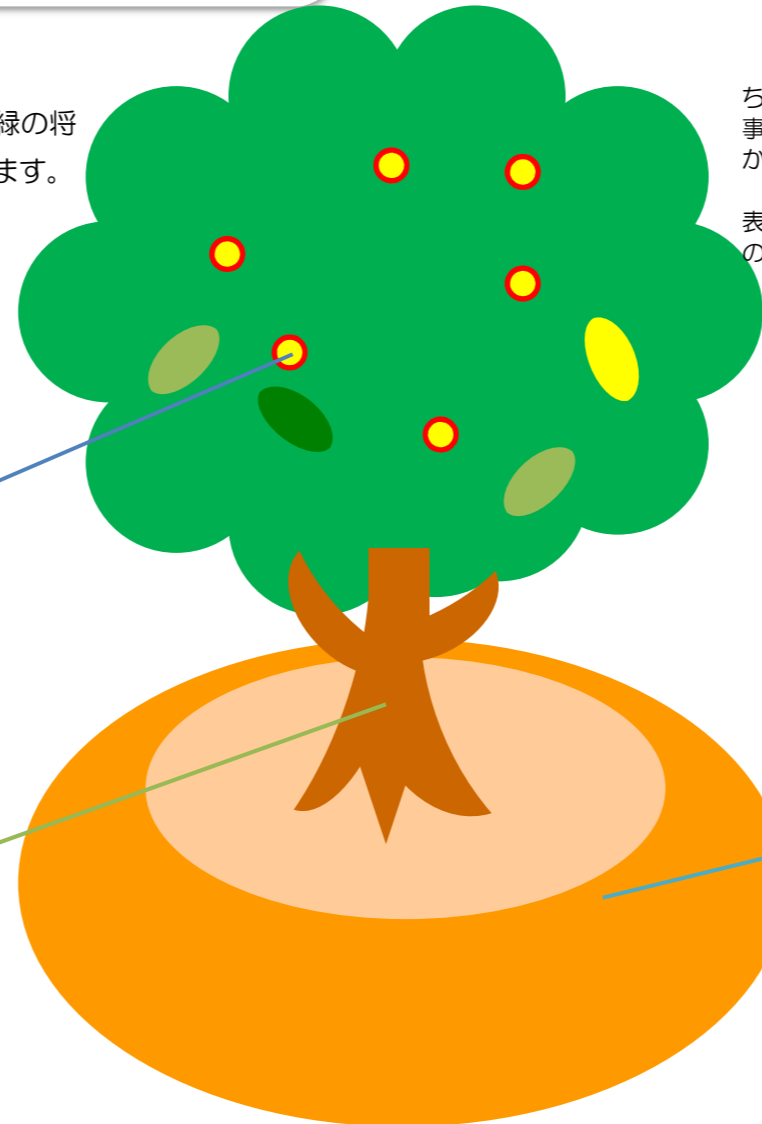
基本的な方針(1)～(3)の関係について

「(1)市民の生活や様々な都市活動の中で身近な緑を活かしましょう」の可能性を広げるために実施するのが「(2)市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう」です。また、それらをフィールドとして支えるのが「(3)市民の共有の財産として質の高い緑を守り育て、次世代に継承しましょう」に位置づける取組です。

(3) 市民の共有の財産として質の高い緑を守り育て、次世代に継承しましょう

市民共有の財産であるとともにまちの魅力を高める重要な要素として、緑を守り育て、次世代へと引き継いでいきます。緑の種類や緑のある場所、人との関わりの中で求められる役割などに応じて質の高い緑を保全・創造します。

(1)(2)を支えるフィールドとして緑を保全・創造していくのが(3)です。樹木を支えるためのしっかりとした土壌を整えていきます。



第4章 緑のまちづくりの取組

・将来像の実現に向けて、「2. 基本的な方針」で設定した3つの方針に基づく取組を示します。

1. 市民の生活や様々な都市活動の中で緑を活かしましょう

2. 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう

3. 市民の共有の財産として質の高い緑を守り育て、次世代に継承しましょう

第5章 重点的・先導的な取組

・計画を実施していく上で、重点的・先導的に進めていく取組を示します。

第6章 計画の推進に向けて

・今後計画を推進していくためのしくみ等を示します。

第4章 緑のまちづくりの取組

緑の将来像の実現に向けて、第3章「2. 基本的な方針」で設定した3つの方針に基づく取組を進めていきます。

1. 市民の生活や様々な都市活動の中で緑を活かしましょう

(1) 地域コミュニティやまちづくりの様々な活動の場としての緑の活用

緑が持つ機能を踏まえ、それらの効果を発揮すべく地域コミュニティやまちづくりの様々な場面での活用を図りましょう。

なお、ここで位置付けた幅広い分野での緑の活用に向けて、施設利用などに関する新たな制度や基準の創設等について検討します。

①健康づくり、レクリエーション分野

緑の基本的な役割である健康づくり、レクリエーションの場として活用しましょう。スポーツや健康づくりに関わる団体等との連携による活用促進を図るとともに、利用者のニーズに対応した使いやすい緑の整備等により個人の活用の促進も期待できます。

| 緑の活用例 | 期待される効果 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・公園、広場での緑との触れ合い・運動、スポーツのフィールド・茨木自然歩道等における森林浴、ハイキング・市民農園における農作業 | <ul style="list-style-type: none">・気分転換、ストレス解消・健康づくり・日常生活における楽しみ、生きがいづくり・家族や仲間等との交流促進 等 |



緑豊かなスポーツ施設



桜の季節の花見

②子育て分野

子どもが緑の中で遊びながら、心身の成長や家族、友達と絆を深める場として活用しましょう。また、少子化が進む中、身近に育児の仲間が見つからず不安を抱えている親にとって、親同士の出会いの場、さらには悩み相談や情報交換、育児の息抜きの場などとしての役割も期待できます。

| 緑の活用例 | 期待される効果 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 公園や山林など緑の中での子どもの遊び 市民農園での農作業体験 | <ul style="list-style-type: none"> 親子の絆づくり、友達づくり、親同士のつながりづくり 健やかな心身の育成 育児ストレスの緩和 等 |



農作業体験

③教育、生涯学習分野

学校やPTAなどの教育関連団体等と連携しつつ、茨木市の山林、河川、公園、農地などの豊かな緑を活用した生態系や環境問題についての学習の場として活用しましょう。また、市民の知的欲求の高まりに応えるため、歴史や文化等も含めた地域学習の場としても活用します。

| 緑の活用例 | 期待される効果 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 公園や山林、河川等の植物や生き物を活用した環境学習 古墳や社寺等の歴史、文化も含めた地域学習等 | <ul style="list-style-type: none"> 個人の知的欲求の高まり 自分の住むまちや環境保全に対する意識の向上 自分の住むまちに対する誇りや愛着意識の醸成 日常生活における楽しみ、生きがいづくり 仲間との交流の活発化 等 |



福井城跡の発掘体験

④保健・福祉分野

緑と触れ合い、緑の癒し効果により、心身のストレス緩和、機能改善等の効果が見込まれますが、活動の中で参加者間の交流が育まれることや、ノーマライゼーション社会（障害のある人もない人もともに認め合い支え合う社会）への理解が進むことなども期待できます。

| 緑の活用例 | 期待される効果 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者や高齢者向け等の園芸活動等 ・ 緑の中でのリハビリ活動 ・ 緑を通じた交流イベント等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の癒し、ストレス緩和・機能改善等 ・ 障害者、高齢者、介護者等の交流、情報交換の活発化 ・ 介護ストレスの緩和 ・ ノーマライゼーション社会に対する理解が進むこと 等 |



草花の鑑賞

⑤交流・観光、地域活性化分野

交流、観光、地域活性化分野においては、緑を集客等のための要素として位置づけた活用を図りましょう。祭りやイベントの開催、観光農園などにより、交流人口の増加、市のイメージアップ、地域経済の活性化などが期待できます。

| 緑の活用例 | 期待される効果 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園や広場を活用した祭りや集客イベント ・ 地域コミュニティによる美化活動や緑化活動 ・ 緑と触れ合える観光資源 ・ 農業、林業の場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済や地域コミュニティの活性化 ・ 自分の住むまちに対する誇りや愛着意識の醸成 ・ 地域の魅力向上 ・ 交流人口の増加 ・ 地産地消の推進 等 |



みかん狩り



清掃活動

⑥景観分野

まちにゆとりとうるおいを与える景観構成要素として緑を活用しましょう。良好な都市景観形成は地域の魅力の向上につながり、さらには市民の自分のまちに対する誇りや愛着の醸成も期待できます。

| 緑の活用例 | 期待される効果 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 公園樹や街路樹の保育 建物周辺の緑化 里地・里山における樹木の手入れ 歴史文化資源と調和した緑化 | <ul style="list-style-type: none"> 良好な都市景観の形成 地域の魅力、価値の向上 ゆとりとうるおいのある心地良いまちの実現 市民の自分のまちに対する誇りや愛着の醸成 等 |



緑豊かな住宅地の景観

⑦防災分野

防災、減災に寄与する要素として緑を活用しましょう。農地や公園、街路樹などが災害時の延焼防止や避難場所、一時貯留池などとして機能する整備、確保等を進めることでまちの防災性の向上が期待できます。

| 緑の活用例 | 期待される効果 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難場所 敷地境界の緑化 遊水池※としての農地保全 緑のダム※としての山林の保育管理 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時の拠点や避難場所、避難路の確保 火災時の延焼防止 土砂災害や水害の防止 |



防災公園でもある西河原公園



遊水機能を持つ市街地の農地

⑧自然環境保全分野

生物の生息や気象緩和など環境面から緑を保全しましょう。まとまった緑等の保全により、生態系保全や生物多様性を維持・保全するとともに、市街地におけるきめ細かな緑の配置も合わせて大気の浄化、都市型気象の緩和など快適な都市環境形成が期待できます。

| 緑の活用例 | 期待される効果 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 生き物の生息の場、移動の場としての緑の確保• 市街地における緑地の確保 | <ul style="list-style-type: none">• 生態系の保全、生物多様性の保全• ヒートアイランド現象の緩和• 大気の浄化 等 |



元茨木川緑地の緑



山林の緑

(2) 緑や緑のまちづくり活動等にかかる情報の発信

市民による緑の活用や緑の情報発信を促進するため、茨木市の緑や緑を活用したまちづくり活動等にかかる情報を集約するとともに、様々な手段を用いて発信します。

(発信する情報の例)

○茨木市の緑の特徴

- ・元茨木川緑地など特徴ある公園・緑地
- ・市内で見られる樹木、草本などの情報
- ・天然林が多い、社寺や古墳などと一体となった緑が多いなど

○四季折々の花の開花情報や見所

○緑に関連するイベント情報 等

(情報発信の手段)

○市HP (緑に関する情報の一元化)

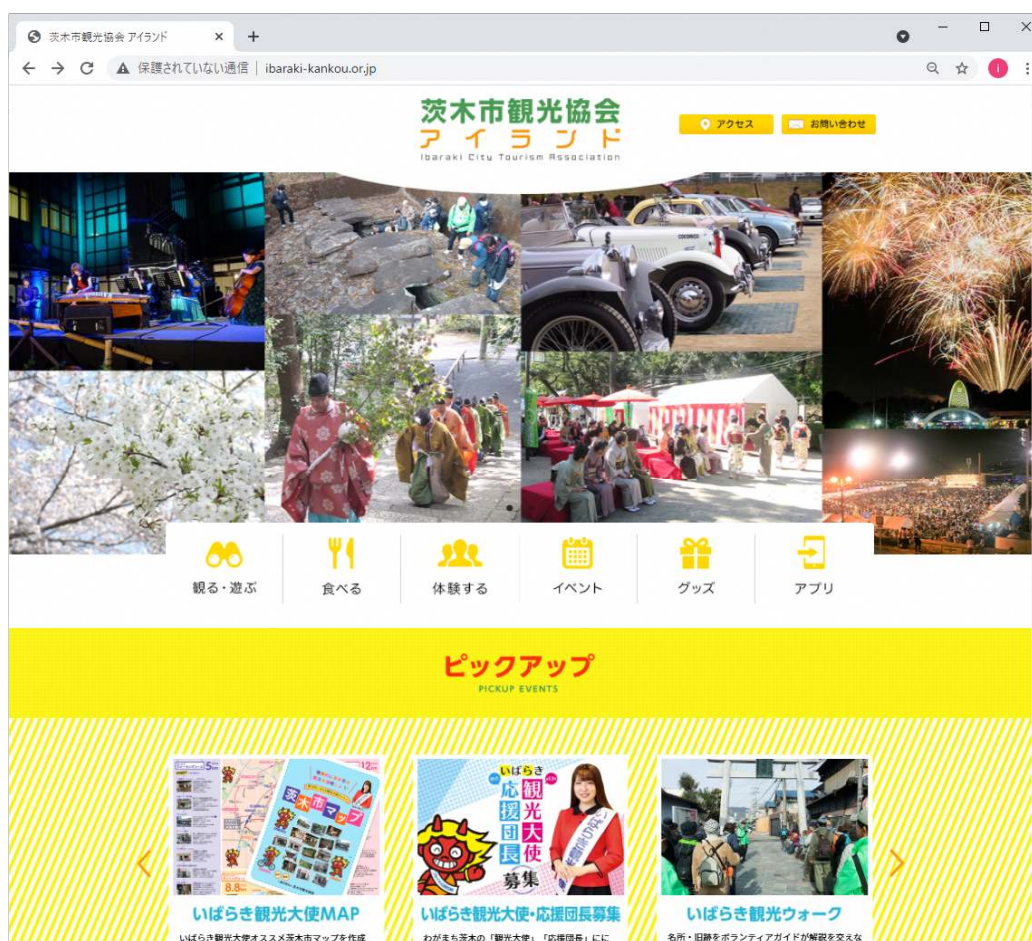
○観光協会HP

○広報いばらき

○リーフレット

○SNS* (ツイッター、Facebook 等)

○テレビ、ラジオ、新聞広告、タウン情報誌 等



茨木市観光協会のHP

2. 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう

(1) 緑に関する普及、啓発と市民団体等の緑に関わる活動への参加促進

市民の緑への関心を高めるための普及・啓発や人材、団体の育成に取り組むとともに、これまであまり緑と関わりのなかった市民団体等も、緑と関わりを持てるような仕掛けづくりに取り組みます。

【中間見直し時における取組の進捗状況と課題】

○取組の進捗状況

- ・緑の相談事業や担い手の育成、活動支援など市民の緑への関心を高める取組を実施しており、市民の緑の活動への参加促進が図られています。

○課題

- ・緑のまちづくりの推進のためには、市民個々の都市緑化への意識向上と共に、緑化技術や知識の普及などの支援が必要です。
- ・森林保全ボランティアの高齢化や人員不足により、活動能力が低下しており、新たなボランティアの確保が必要です。

①緑の活用拠点の整備

市内の適所に緑化拠点を開設し、情報発信や緑にかかる講習会等を開催します。

また、園芸や農園など、植物に関する様々なテーマで勉強会を開催します。専門的な知識をもつ講師から、花壇や庭の管理から果樹や野菜の育て方、寄せ植え作りなど、緑の育て方に関する実践的なノウハウを学ぶ講座とします。

②緑化にかかる活動支援

地域緑化を進めるため、年 1 回自治会や希望団体を対象に樹木を配布していますが、今後、さらに配布対象を拡充するために広報活動を充実し、工場緑化や民間敷地の植栽を積極的に進め、緑の普及に努めます。

③緑や環境に関する活動団体の育成

緑化、環境保全などについて調査・研究する団体や既存のボランティア団体等（P25 緑にかかる活動団体一覧を参照）の取組活動を支援するとともに、このような団体が今後も増えていくよう団体の育成に取り組みます。

また、後述する緑や環境の活動に関わる人材育成や情報発信ツールの活用等により、福祉や子育て団体などにおいても、その活動の中で緑を効果的に活用する団体を増やすことに努めます。

さらに、これらの団体や市民間のネットワークを強化するため、団体等の交流や情報交換の場を提供します。



環境保全団体の活動

④ 緑や環境の活動に関わる人材育成

若園バラ公園等では、花と緑に関する育成技術向上の講習会を開催し、緑化にかかる知識の普及、啓発に努めています。今後もこのような取組の充実を図り、緑を育成、維持、管理できる人材育成に取り組みます。

さらに、「緑の勉強会」を開催し、緑化知識や技術の向上、緑の活用方法などの内容を市民に伝えます。



バラ剪定講習会

⑤ 情報発信にかかるツールの作成

市民や来訪者に茨木市の緑の魅力を感じてもらうため、市内の公園情報や緑のイベントの開催情報などに関するパンフレットを作成します。また、緑の活用方法を市民に広く伝えるため、緑の活用方法を掲載したアイデア集を作成します。

これらは冊子を作成するほか、インターネットなどを活用して市民等に配信します。

⑥ 専門家との連携強化

緑のまちづくりについて専門的なアドバイスを行うアドバイザー派遣制度の創設や専門家による緑の講習会の開催など、専門家との連携による取組を強化します。

(2) 緑に親しみ、学ぶイベントの開催

日常生活や都市活動の中で緑を取り入れていくことを目指し、緑に親しんだり、学んだりするイベントを開催します。

【中間見直し時における取組の進捗状況と課題】

○取組の進捗状況

- ・元茨木川緑地などの地域資源を活かしたイベントや自然に関する学習会等を実施しており、市民が緑に親しみ、学ぶ機会の充実が図られています。

○課題

- ・生きものや自然に関する学習会については、感染症対策等を踏まえた実施方法を検討する必要があります。
- ・学校現場における環境教育の現状把握を行った結果、環境教育のための授業時間の確保が難しくなっていることから、限られた授業時間の中で取り入れやすい環境教育を実施していく必要があります。

①市民さくらまつり（元茨木川緑地）

元茨木川緑地において、毎年春に市民さくらまつりを開催しています。毎年、活動人口の増加と市民活動への支援の観点及び民間活動の導入など、催しのリニューアルを進めており、今後もより良い催しとなるように取り組んでいきます。

また、まちの美化や緑の保護、育成に関する知識の普及などのPR活動を進めていきます。



市民さくらまつり

②生き物観察会・学習会

山林や河川、公園の緑などの茨木市の自然を活用し、子供などが自然の生態系や環境保全について学ぶことができる生き物の観察会や学習会を開催していますが、さらなる内容の充実を図ります。

③緑化にかかる表彰イベントの開催

緑化に対する市民への啓発と普及を図るために、市民の目を楽しませ、市街地にうるおいを与えている民間施設や民有地の緑化を対象として行っている「茨木市景観賞」などの表彰イベントの開催を検討します。

④緑化イベントの実施

公園や緑地を活用し、樹木や草花などを研究し勉強するなどのイベントを実施します。

(3) 緑化事業の推進

市民主体による緑のまちづくり活動を促進するため、それらをサポートする緑化事業を推進します。

市民、事業者、行政が協力し、良好な自然環境を維持するために必要な樹木や樹林の保全育成、緑化の推進等を行います。また、市民ひとりひとりが緑の大切さを認識し、自らが進んで緑化に努めることが大切であることを踏まえ、大阪府のみどりの風促進区域における民有地緑化も含めて、緑化推進や保全、緑の文化創造を促進します。

【中間見直し時における取組の進捗状況と課題】

○取組の進捗状況

- ・緑化基金の活用や地域の緑化活動への支援、民有地緑化助成事業の基準見直し等が進められており、みどりのまちづくり活動の促進が図られています。

○課題

- ・民有地緑化助成事業については、利用者の確保及び市民ニーズの的確な把握と共に、効果的な制度改正を行ったので周知を進める必要があります。

①茨木市緑化基金の充実と活用

緑化基金を緑化に活用していくとともに、市民、事業者への緑化基金の協力キャンペーンを様々なイベントで行い、原資となる基金の充実を図ります。

②グリーンバンク制度の推進

市民・事業者から花木を譲り受け、新たな活用を図る制度の広報活動を充実します。

③花と緑の街角づくり推進事業

地域や街角から花と緑の輪を広げ、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを進め、自治会、こども会、老人会、住宅管理組合、草花愛好グループ等と協定を結び緑化を推進しています。

今後は緑の勉強会等を活用し緑化知識や技術の普及を推進することで組織の育成を図り、自主的な管理運営活動ができるように支援します。



花と緑の街角づくり推進事業を紹介するHP

④民有地緑化助成事業

緑あふれる魅力あるまちづくりの推進を図るための生垣緑化の助成を、接道部の緑化や緑化の困難な地域における緑視の向上のための壁面緑化への支援へと拡大し、基準や要件の見直しを行っており、制度周知を進めて活用を促進することで効果的な民有地の緑化の推進に努めます。

⑤専門家の派遣制度

市民や事業者が地域の緑化を推進するため、緑の相談員等の人材を育成して派遣できる仕組みをつくるとともに、「樹木医※」などの専門家を派遣し、支援できるようにします。

3. 市民の共有の財産として質の高い緑を守り育て、次世代に継承しましょう

(1) 緑地の保全

【中間見直し時における取組の進捗状況と課題】

○取組の進捗状況

- ・森林、農地、樹林地などまとまった緑について、地域制緑地制度の活用や市民参加による維持管理等により、保全・活用の取組が進められています。

○課題

- ・森林所有者の高齢化や木材価格の低下により、放置された人工林が増加していることから、木材生産機能の向上や木材利用の普及を図る必要があります。
- ・農業に関しては、高齢化等による担い手不足や遊休農地の増加、農業用機械購入及び維持費の負担の増加、災害対策など、解決・支援しなければならない課題が多数あります。
- ・市直営の市民農園については、民間の力を借りることにより利用者への農の魅力発信や運営の効率化を図る必要があります。
- ・保存樹制度の活用のためには、観光団体との連携など市民への周知手法の検討が必要です。

① 森林の保全

1) 自然公園

大阪府立北摂自然公園として指定されている竜王山周辺（竜王山地区）、上音羽・泉原周辺（多留見地区）、銭原・長谷周辺（見立地区）の森林については、その自然の風景を保護するとともに、案内看板、散策コースのマップの整備などにより、レクリエーションや環境学習等による市民利用の増進を図ります。

モチツツジ・アカマツ群落、コナラ群などの天然林については、大阪府や周辺市町、森林組合等と連携し、森林病虫害対策を含めた保全・再生を図ります。



銭原キャンプ場

2) 近郊緑地保全区域

近郊緑地保全区域に指定している北部地域のまとまりのある森林については、今後も保全に努めます。市民の健全な心身の保持及び増進を図るとともに、公害や災害の防止などに寄与する緑を保全します。

3) 保安林及び地域森林計画対象民有林

保安林及び地域森林計画対象民有林については、水源のかん養や木材の生産を基本としつつも、生物多様性の確保、自然景観の保全といった役割も重要となっていることから、都市近郊の貴重な緑地空間として秩序ある土地利用計画のもとその保全、育成に努めます。

平成31年(2019年)4月1日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行されたことに伴い、国から市町村及び都道府県に対して「森林環境譲与税」を譲与する新たな制度が開始されました。森林環境譲与税の使用用途は限定されており、その主な項目は、森林整備や人材育成・担い手確保、木材利用の促進、普及啓発に充てることとなっています。本市では、茨木市木材利用基本方針を策定し、それに基づく公共建築物の木造化・木質化等に活用するほか、私有林整備施業実施者への補助、関係団体との連携による森林整備・木工体験活動等の実施や支援、天然林の保全・育成及び将来の事業量増加に備えて森林環境譲与税基金への積み立てを行います。

②景観緑地の保全

市街地から見える範囲にある山麓部の南斜面の緑地や西穂積丘陵は、景観緑地としての役割の他に、環境面から見ても地球温暖化の防止や生態系の保護などに貢献する緑地であることから、今後、合意形成を図りつつ特別緑地保全地区の検討を行うとともに各種制度活用も視野に入れながら緑地の保全に努めます。

なお、景観計画において「みどり・田園景観区域」に指定されており、市街地から北摂山系への眺望景観の保全や緑化の促進などが図られています。

③農地の保全

1) 市街化調整区域の農地の保全

市街化調整区域の農地は農業生産の場のみでなく、洪水防止、水源かん養等の国土保全機能等を持っていることから、今後も、農業生産活動の継続を図りつつ、それらの有する機能を維持します。また、農地の貸し借りを仲介する農地中間管理機構の活用や、都市住民をはじめとする新たな担い手とのマッチングを図ることで、遊休農地の解消に努めるとともに、農空間を利用した新たな多面的機能についても検討します。



市街化調整区域の農地

2) 市街化区域の農地の保全

市街化区域内の農地のうち、生産緑地は、農業生産の場のほか災害時の避難場所となるなど良好な生活環境の確保を図る上で保全の必要性が高いことから、都市計画との整合を図りながら積極的な保全に努めます。

指定後30年を経過する生産緑地については、円滑に「特定生産緑地」へ移行できるよう、情報提供など適切に支援します。

3) 市民農園の整備

農作物の収穫を楽しみ、土に親しむほか、園芸療法などの機能も有していることから、開設中の市民農園の運営を継続します。また、管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度※の活用を検討します。

④身近な樹林地の保全

1) 保存樹木、保存樹林の保全

市街地又は、その周辺において、美観・風致を維持するために必要と認められる樹木、樹林については、現状を把握するとともに、本市の要綱に基づき保存樹木、保存樹林として顕彰、周知し、健全に保つよう支援します。また、樹木、樹林の特徴や由来などに関する案内板やプレート等の設置について検討します。

2) 天然記念物の樹木の保護

大阪府文化財保護条例による指定文化財として「乾邸のいちょう」があり、今後ともこの記念物を府とともに保護していきます。

3) 社寺林や個人地の緑の保全

市民に「鎮守の森」として親しまれている社寺林や個人地の緑について、市民緑地制度や特別緑地保全地区制度、緑地協定制度等の活用を検討しながら身近な憩いの空間として、今後も所有者との連携により保全に努めます。

4) 景観重要樹木の指定

樹齢やその姿等から見て、優れていると考えられる樹木や、地域のランドマークとして、市民に親しまれている樹木については、景観計画に基づく景観重要樹木としての指定を検討します。

(2) 公園・緑地等の整備と維持管理・運営

【中間見直し時における取組の進捗状況と課題】

○取組の進捗状況

- ・元茨木川緑地のリ・デザインの取組を始め、市民や地域との連携により、公園緑地等の充実や適切な整備、維持管理が図られています。
- ・市民会館跡地エリアでは、新施設及び広場の設計をスタートさせるとともに、将来的な広場整備を見据え、広場の運営やルール作りを市民と一緒に取り組む社会実験「IBALAB」が進められています。

○課題

- ・JR 茨木駅と阪急茨木市駅周辺での施設整備と中央公園を活用することで、「2コア1パーク」を形成し、中心市街地のにぎわいを創出するため、新施設及び芝生広場の整備を進めるとともに、中央公園の整備について検討を進める必要があります。
- ・北部地域に点在する資源の魅力創出とともに、ダム湖周辺の観光レクリエーション施設による賑わい創出に向けて、整備内容や管理運営に関する基本計画を、民間事業者の提案を踏まえて策定する必要があります。

①公園・緑地の整備・再整備と維持管理・運営

1) 住区基幹公園

住区基幹公園については、これまで鋭意整備を進めてきており、概ね開設できています(P15 参照)。今後、市街地における配置バランスや誘致圏を考慮し、整備率が低い地域において用地の確保が可能で人口の定着が期待できるなどの条件をもとに、優先順位を定めて整備を推進します。彩都等の大規模都市開発に伴う一部の未整備の公園等については、市



若園公園

街地整備に合わせて整備していきます。整備後、相当年数が経過している公園については、公園施設長寿命化計画に基づき、地域の実情に合わせた再整備や施設・設備の更新を計画的に行います。再整備を進める際には、壮年層による新たな利活用が想定されることも踏まえ、誰もが安心して安全に利用できるよう、ユニバーサルデザイン※化を進めることを基本とし、高齢者向けの健康づくりができる公園や小さな子どもが安全に遊べる遊具のある公園など、地区の特性を踏まえた整備を行います。

また、中央公園の市民会館跡地エリアでは、行政が「場」を提供し、場の使い方を市民自身が考え、つくりあげていく「育てる広場」をエリア整備のキーコンセプトに掲げ事業を進めています。このキーコンセプトを踏まえ、ワークショップ※や社会実験などさまざまな形

で市民の参加を得ながら、隣接するホールや図書館等の機能を備えた複合施設の整備と合わせて、芝生広場などの緑に囲まれゆったりとした空間の広がる憩いの場の整備を進めています。

公園の運営管理にあたっては、その規模や特徴等を踏まえ、利用価値、ポテンシャルの高い公園における民間活力の活用によるにぎわいづくりを検討するなど、これまで整備してきた公園の多様なストック効果をより向上させる取組を推進するとともに、指定管理者制度やアドプト制度など市民・民間が公共施設の管理に携わる新たな展開も含めた官民連携による公園の活性化を図ります。

公園施設については、毎年、定期点検を行い、異常があるものについて効率的な維持修繕に努め、植栽については、大木化した樹木や老木、枯木等、利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある樹木には必要な対策に努めるなど、利用者の安心・安全に配慮しながら維持管理を行います。

また、緑の適切な管理運営を進めていくため、過去の維持管理作業及び経過等が記載された公園台帳の充実を図ります。

2) 都市基幹公園

総合公園である西河原公園については、住区基幹公園と同様の維持管理の取組を進めるとともに、周辺地域のまちづくりに寄与する機能の整備を含めた官民連携の取組について検討を進めます。松沢池公園は、一部開園していますが、池沼を含んだ公園であり、現在、農業用ため池として利用されていることから、開設には時機を待つ必要があります。

安威川ダム周辺地区において、ダム湖周辺を地域資源を活かした北摂のシンボル空間となる観光レクリエーション施設として整備するため、安威川ダム周辺整備基本計画を策定し、総合公園として官民連携による整備・運営を行います。



西河原公園

3) 都市緑地

市街地を南北に縦断している元茨木川緑地は、市街地内の緑地として大切な役割を果たしています。市民さくらまつりや様々な催しが開催されたり、日常的にもジョギングや散歩等に活用され貴重な市民の憩いの場となっています。

開設から46年が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進みつつあることを踏まえ、平成30年(2018年)度には、市民ニーズを踏まえた緑地のリ・デザインを進めるため、「元茨木川緑地リ・デザイン計画」を策定しました。今後はこれらの計画に基づき茨木市の緑の骨格軸として、官民連携による公園運営の検討等も含めて、良好な緑地として保全・整備、管理運営を進めます。

その他の都市緑地についても、適切な維持管理に努めます。

②開発による公園・緑地の確保整備・維持管理

1) 開発指導要綱による公園の確保整備・維持管理

本市では開発による公園の整備基準を以下のように定めています。

一定規模が確保できるように用地の集約化を促進します。

面積が3,000㎡以上の住宅建設を目的とする開発行為等については、要綱により算出された面積以上を公園として整備するよう協議します。

また、緑地協定の締結を促進します。

2) 開発指導要綱による緑地、広場、緑道の確保整備

緑地、広場、緑道については、開発指導要綱施行基準に基づく協議により確保に努めます。

なお、開発区域面積が、5.0ha以上の場合は、上表で定める公園確保面積の内訳として、一定面積以上の公園の他に緑地、広場、緑道に割り当てることができます。

3) 開発指導要綱により確保された緑地、広場、緑道の維持管理

開発によりつくられた公園・緑地等については、市民等の協力を得ながら適切な維持管理に努めます。

4) 大阪府自然環境保全条例による緑地の確保

この条例は自然環境の保全と回復を図ることより、健康で文化的な生活の確保に資することを目的とします。

〈地域緑化の推進〉

市民が共同して一定の区域内の緑化を推進する場合、大阪府が苗木の提供など必要な援助を行います。

〈公共施設の緑化義務〉

公共施設は植栽等で緑化する義務があります。

〈民間施設の緑化義務〉

民間事業者及び管理者は緑化に努めるものとします。

特に自然環境に影響を及ぼす 1ha 以上の規模の開発行為等については「自然環境の保全と回復に関する協定」を締結し、基準に従った緑化が必要です。

③緑関連公共施設の整備、維持管理

1) 児童遊園の維持管理

児童にとって身近な遊び場として整備した児童遊園は地域の実情に合わせた再整備を進めるとともに、主体的な日常の運営管理は地元自治会等で、その他の維持管理は市により行います。

2) 自然歩道の整備、維持管理

今後も自然歩道整備等の一層の充実を図ります。特に、新名神高速や安威川ダム、彩都の建設にあわせ、北部地域の自然歩道の整備等を行い、北部地域の魅力向上を図ります。また、本市による維持管理だけでなく、市民や事業者と連携を図ることにより、利用しやすい状態の維持に努めます。

3) 運動施設の整備、維持管理

忍頂寺スポーツ公園や平成 27 年（2015 年）開設のサッカー場としての機能を持つ桑原ふれあい運動広場など、運動施設をバランス良く整備しています。今後も健康づくり、スポーツ、レクリエーションの場としての機能の充実を図りながら整備します。また、市民の協力を得ながら適切な維持管理に努めます。



忍頂寺スポーツ公園

4) 青少年野外活動センターの整備、維持管理

北部地域に位置し、豊かな自然環境に恵まれた施設です。今後も青少年が自然と親しみながら「協力」「友愛」「奉仕」の心を育み、たくましい実践力を培う場、あるいは市民のレクリエーションの場として利用の増進を図るため整備します。また、市民の協力を得ながら適切な維持管理に努めます。

5) 茨木市里山センターの整備、維持管理

北部地域に位置し、森林サポーターの養成など里地・里山保全活動の拠点施設として、また、自然工作教室やカブトムシの観察など、木材や自然との触れ合いを通して、市民のいきがづくりの場となっています。隣接する北辰中学校の跡地活用の方向性の決定と併せて、老朽化した施設の年次的な更新計画を策定します。



里山センター



里山センターの活動

(3) まちなかの緑の最適化

【中間見直し時における取組の進捗状況と課題】

○取組の進捗状況

- ・公共空間や民有地の多様な緑について、地域や事業者等との連携により関連制度を活用しながら充実が図られています。

○課題

- ・街路樹の大径木・老木化、自然災害による倒木など「まちなかの緑の最適化」に取り組む必要があります。
- ・中心市街地では、多様な主体が出会い活動する場や機会を創出する取組を継続し、まちづくりの担い手を育てる必要があります。また「育てる広場」の実現には将来的なマネジメント体制を整える必要があります。

①道路の緑

1) 街路樹

街路樹については、適切な管理をしていくため植栽年や過去の維持管理作業等を記録した台帳を作成するとともに、街路景観の形成や通行する車・自転車や歩行者の安全性の確保、落ち葉による市民への影響などを勘案した維持管理計画を市民と協議しながら策定し、そこで定めた一定の基準に沿った適切な剪定や植え替え等の維持管理、更新を進めていきます。

樹冠の連続する街路樹とするなど、緑視効果の向上を図ります。

2) 街角の緑化修景

街角には、市民や事業者の協力を得ながら花や樹木の植栽等を行い、緑化修景を図ります。

②河川水路の緑

河川水路については、危険防止、生物多様性の確保などに配慮しつつ、アドプト制度等の地域の取組と連携を図りながら、適切な維持管理に努めます。

③学校等の緑

緑化教育、環境教育の一環として、自然観察等の教材となるシンボルツリーも含めた樹木の植栽やビオトープの活用、グリーンカーテンの設置等を進めます。

また、芝生化された園庭・校庭の適切な維持管理に努めます。

④公共施設の緑

公共施設の整備や建て替えにおいては、既存の緑の活用や敷地緑化、建築物の壁面・屋上緑化など多様な手法による緑の確保に努めます。明るく親しみのある環境を創出するため、花や実をつける樹種も組み入れた積極的な緑化及び適切な維持管理を進めます。

市民会館跡地エリアについては、市民会館跡地エリア活用基本構想、基本計画に基づき施設整備と合わせた緑化を推進します。

道行く人たちが気軽に立ち寄り、休憩できるよう、公共施設に緑地を確保します。また、公共施設の緑化の目標を設定し、計画的な緑化を推進します。

⑤民有地・民間施設の緑

1) 民間施設の緑化誘導

民間施設については、大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化を促進する制度に基づき緑化を指導・誘導します。

2) 工場・事業所の緑

事業所、工場等においては、防災、ヒートアイランド対策、景観形成などの観点から積極的な敷地内緑化と適切な維持管理に努めます。特に敷地境界や接道部では、地域特性や街路樹などを考慮し、周辺環境と調和した緑化に努めるとともに、公開空地を確保し、景観形成に対応した修景効果の高い緑化を行います。敷地内においても工場立地法による緑地を確保するとともに景観木等の植栽を促進します。

3) 業務地の緑

業務地では、総合設計制度の積極的活用を進め、公開空地を確保し、景観形成に対応した修景効果の高い緑化と適切な維持管理を促進します。

4) 地区計画、建築協定など住民の自発的なルールづくりによる緑化

地区計画、建築協定を定める地区では、市民等の自発的なルールづくりの中で緑化率を規定し、地区内の積極的な緑化と維持管理を促進します。

また、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する緑地協定制度の導入を促進します。住宅地や商業・業務施設等においては、地区計画や建築協定、景観協定等の制度の活用も含め、敷地内緑化や生垣等による良好な市街地環境の形成が図られています。

緑のまちづくりの取組目標と進捗状況一覧

市民がこれまで以上に緑との関わりを増やし、活用していくことを目指すという「1. 市民の生活や様々な都市活動の中で緑を活かしましょう」を進めていくには、緑に関する市民への意識啓発や緑に関わる主体の育成などに取り組む「2. 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう」、質の高い緑を保全・創造していく「3. 市民の共有の財産として質の高い緑を守り育て、次世代に継承しましょう」の取組を確実に進めていく必要があります。このため、「2」と「3」については、取組目標を設定します。

各取組内容に対し、取組目標の上段は当初計画での取組目標、下段は中間見直しまでの取組経過とこれからの取組目標を掲載しています。

【評価基準】○ 順調に推移
△ さらなる取組が必要
— 未実施

上段：当初計画
下段：進捗状況・これからの取組目標

| 取組内容 | 取組目標 | | | | 取組状況 | 評価 |
|--|-------------------|---|---|---|---|----|
| | 平成27年 (2015年)度 | 平成28年 (2016年)度 ～ 平成30年 (2018年)度 | 令和元年 (2019年)度 ～ 令和3年 (2021年)度 | 令和4年 (2022年)度 ～ 令和7年 (2025年)度 | | |
| 2 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう | | | | | | |
| (1) 緑に関する普及、啓発と市民団体等の緑に関わる活動への参加促進 | | | | | | |
| ① 緑の活用拠点の整備 (P51) | | 相談コーナー設置 | 講習会等の実施 | 施設の整備 | 緑の相談及び緑の勉強会を創設し充実を進めました。 | ○ |
| ② 緑化にかかる活動支援 (P51) | 継続 | 対象の拡充 | 新たな展開 | | 樹木配布事業の対象を自治会及び事業所に拡充しました。 | ○ |
| ③ 緑や環境に関する活動団体の育成 (P51) | 活動の支援 | 支援の拡充 育成の推進 | 継続 | | 森林ボランティアの活動拠点として里山センターを運営し市民参加型の里山保全を支援しました。 地域の緑化活動に緑化資材を支援しました。 活動団体の啓発や交流の場を提供しました。 公益活動支援事業を活用して活動団体の公益的取組を支援しました。 | ○ |
| ④ 緑や環境の活動に関わる人材育成 (P52) | 継続 | 講習会等の検討 | 講習会等の拡充・開催 | | バラ剪定講習会を開催しました。 森林ボランティア養成講座を開催しました。 環境フェアで自然学習の機会を提供しました。 市民によるバラ花壇運営に向けた取組を進めました。 生物講座や緑の勉強会を創設し充実を進めました。 | ○ |
| ⑤ 情報発信にかかるツールの作成 (P52) | | パンフレット等の作成 | | | 自然環境資源の啓発や生きもの観察ツールを作製しました。 北部地域の自然環境等の魅力を発信する冊子を発行しました。 | △ |
| ⑥ 専門家との連携強化 (P52) | | 検討 | 講習会の開催 | 制度の創設 | 専門家と連携して緑の勉強会を創設しました。 | ○ |

| 取組内容 | 取組目標 | | | | 取組状況 | 評価 |
|-------------------------|-------------------|---|---|---|---|----|
| | 平成27年 (2015年)度 | 平成28年 (2016年)度 ～ 平成30年 (2018年)度 | 令和元年 (2019年)度 ～ 令和3年 (2021年)度 | 令和4年 (2022年)度 ～ 令和7年 (2025年)度 | | |
| (2) 緑に親しみ、学ぶイベントの開催 | | | | | | |
| ① 市民さくらまつり(元茨木川緑地)(P53) | リニューアルの検討 | | 実施 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 | 活動人口の増加、市民活動の支援を目的としてリニューアル実施しました。 | ○ |
| | リニューアルの検討 実施 | | | | | |
| ② 生きもの観察会・学習会(P53) | | 検討・開催 | 充実 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 | 小学校で環境教育や自然観察講座を進め学習機会を充実しました。自然環境資源調査により生物多様性に関する課題を整理しました。自然を活用した観察講座や生きもの調査員の養成講座を開催しました。市民による環境資源調査を実施しました。 | ○ |
| | 検討・開催 | 充実 | | | | |
| ③ 緑化にかかる表彰イベントの開催(P53) | 継続 | | | 〇〇〇〇〇〇〇〇 | 都市緑化及び公園保全美化活動功労者を表彰しました。景観賞の開催を検討しました。 | △ |
| | 功労者表彰の開催 | | | | | |
| | 景観賞の検討 | | | | | |
| ④ 緑化イベントの実施(P53) | | 検討 | 開催 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 | 環境フェアで自然環境の啓発を行いました。千提寺ビオトープを活用して市民団体等の自然観察の場を提供しました。 | ○ |
| | 活動の検討・実施 | | 活動の充実 | | | |
| (3) 緑化事業の推進 | | | | | | |
| ① 茨木市緑化基金の充実と活用(P54) | 基金の充実 | 新たな活用 | | 〇〇〇〇〇〇〇〇 | 若園公園バラ園の苗木更新事業及び元茨木川緑地の樹木健全度調査に基金を活用しました。 | ○ |
| | 基金の充実 | 新たな活用 | | | | |
| ② グリーンバンク制度の推進(P54) | 継続 | 広報の充実 | | 〇〇〇〇〇〇〇〇 | 寄贈樹木を公共空地や小学校に移植しました。 | ○ |
| | 制度の推進 | | 広報の充実 | | | |
| ③ 花と緑の街角づくり推進事業(P54) | 継続 | 支援の充実 | | 〇〇〇〇〇〇〇〇 | 地域の緑化活動に緑化資材を支援しました。活動市民への技術・知識の普及のために緑の相談や緑の勉強会を実施しました。 | ○ |
| | 制度の推進 | 支援の充実 | | | | |
| ④ 民有地緑化助成事業(P55) | 継続 | 支援の拡充 | 継続 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 | 民有地緑化の助成対象を拡大するとともに、より効果的な基準や要件の見直しを進めました。 | ○ |
| | 制度の推進 | 支援の拡充 対象の拡大 | | | | |
| ⑤ 専門家の派遣制度(P55) | | | 制度の創設 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 | 緑の相談を活用した専門家による現地相談を検討しました。 | ○ |
| | | 制度の検討 | 制度の創設 | | | |

| 取組内容 | 取組目標 | | | | 取組状況 | 評価 |
|------------------------|-----------------------|---|---|---|---|----|
| | 平成27年 (2015年)度 | 平成28年 (2016年)度 ～ 平成30年 (2018年)度 | 令和元年 (2019年)度 ～ 令和3年 (2021年)度 | 令和4年 (2022年)度 ～ 令和7年 (2025年)度 | | |
| ④ 身近な樹林地の保全 | | | | | | |
| 1) 保存樹林・保存樹木の保全 (P58) | 保全の支援 | 継続 | | | 維持管理に関して助言を行うなど支援をしました。 制度活用の検討とともにホームページにおいて顕彰・周知を進めました。 | ○ |
| | 樹木保全の支援 | | | | | |
| | 制度活用を 検討 | 活用 | 活用の充実 | | | |
| 2) 天然記念物の樹木の保護 (P58) | 保護 | 継続 | | | 大阪府とともに保護に努めました。 | ○ |
| | 樹木の保護 | | | | | |
| 3) 社寺林や個人地の緑の保全 (P58) | 保全 | 制度の検討・ 活用 | 継続 | | 保存樹等について維持管理に関して助言等支援した。 保存樹制度活用の検討とともにホームページにおいて顕彰・周知を進めた。 所有者との連携により保全に努めました。 | △ |
| | 緑の保全 | | | | | |
| | | | 制度活用の検討 | | | |
| 4) 景観重要樹木の指定 (P58) | | 指定の検討 | 継続 | | 指定を検討しました。 | ○ |
| | | 樹木指定の検討 | | | | |
| (2) 公園・緑地等の整備と維持管理・運営 | | | | | | |
| ① 公園・緑地の整備・再整備と維持管理・運営 | | | | | | |
| 1) 住区基幹公園 (P59) | 再整備の 検討・整備 | 継続 | | | 若園公園バラ園の苗木更新を実施しました。 公園施設長寿命化計画及び公園再整備等実施計画を策定し計画に沿って施設更新等を実施しました。 公園台帳をデジタル化、集約化し充実を図りました。 防災施設の設置を進めました。 市民会館跡地エリアの民間活用の取組を進めました。 | ○ |
| | 再整備・更新の検討・整備 | | | | | |
| | 民間活用の検討 | | | | | |
| | 新たな公園活用の検討 | | | | | |
| 2) 都市基幹公園 (P60) | 再整備・更新の 検討 | 継続 | | | 公園施設長寿命化計画及び公園再整備等実施計画を策定し計画に沿って施設更新等を実施しました。 公園台帳をデジタル化、集約化し充実を図りました。 運動施設及びその周辺の再整備に着手しました。 | ○ |
| | 再整備・更新の検討・整備 | | | | | |
| | 官民連携による整備・運営の検討・整備 | | | | | |
| 3) 都市緑地 (P61) | 元茨木川緑地再整備 の検討・計画 | | 再整備 | | 元茨木川緑地のリ・デザインについて市民ワークショップにより基本方針を策定し、実施設計に向けた調査・検討を行いました。 | ○ |
| | 元茨木川緑地再整備 の検討・計画策定 | | 再整備 | | | |

| 取組内容 | 取組目標 | | | | 取組状況 | 評価 |
|-------------------------------------|---------------------|---|---|---|--|----|
| | 平成27年 (2015年)度 | 平成28年 (2016年)度 ～ 平成30年 (2018年)度 | 令和元年 (2019年)度 ～ 令和3年 (2021年)度 | 令和4年 (2022年)度 ～ 令和7年 (2025年)度 | | |
| ② 開発による公園・緑地の確保整備・維持管理 | | | | | | |
| 1) 開発指導要綱による公園の確保整備・維持管理(P61) | 整備の推進 | 継続 | | | 要綱に基づく指導により公園を確保し良好な生活環境の整備に努めました。 | ○ |
| 2) 開発指導要綱による緑地、広場、緑道の確保整備(P61) | 整備の推進 | 継続 | | | 要綱に基づく指導により公園を確保し良好な生活環境の整備に努めました。 | ○ |
| 3) 開発指導要綱により確保された緑地、広場、緑道の維持管理(P61) | 適切な維持管理 | 継続 | | | 要綱により確保された緑地等を周辺住民等の協力を得て適切に維持管理しました。 | ○ |
| 4) 大阪府自然環境保全条例による緑地の確保(P61) | 確保の推進 | 継続 | | | 条例に基づく指導により緑地を確保し良好な生活環境の整備に努めました。 | ○ |
| ③ 緑関連公共施設の整備、維持管理・運営 | | | | | | |
| 1) 児童遊園の維持管理(P62) | 推進 | 継続 | 新たな展開 | | 自治会と市が分担して維持管理を推進しました。 | ○ |
| 2) 自然歩道の整備・維持管理(P62) | 北部地域の自然歩道等の整備の検討・計画 | | 整備 | 継続 | 干提寺地区の回遊路を整備しました。ダムサイト周辺遊歩道の整備を検討しました。 | ○ |
| 3) 運動施設の整備、維持管理(P62) | 整備の検討・維持管理 | | | | 運動広場、公園グラウンドの機能充実を進めました。中央公園庭球場の移設を検討しました。南市民体育館の駐車場拡張を検討しました。 | ○ |
| 4) 青少年野外活動センターの整備、維持管理(P63) | 整備の検討・維持管理 | | | | 老朽化の著しい施設の維持補修を行いました。 | ○ |
| (3) まちなかの緑の最適化 | | | | | | |
| ① 道路の緑 | | | | | | |
| 1) 街路樹(P64) | 維持管理計画の検討 | | 計画策定 | | 街路樹維持管理指針の策定に向けた検討を進めました。 | ○ |
| 2) 街角の緑化修景(P64) | 検討 | | 推進 | | 地域の緑化活動に緑化資材を支援しました。民有地緑化の助成対象を拡大するとともに効果的な基準や要件の見直しを進めました。 | ○ |

| 取組内容 | 取組目標 | | | | 取組状況 | 評価 |
|---------------------------------------|-------------------|---|---|---|---|----|
| | 平成27年 (2015年)度 | 平成28年 (2016年)度 ～ 平成30年 (2018年)度 | 令和元年 (2019年)度 ～ 令和3年 (2021年)度 | 令和4年 (2022年)度 ～ 令和7年 (2025年)度 | | |
| ② 河川水路の緑 | | | | | | |
| 1) 河川水路の緑(P64) | | アドプト制度導入の検討 → | 推進 → | → | 地域住民と行政の協働による安威川河川敷環境美化活動を推進しました。アドプト制度等地域の取組と連携を取り適切な維持管理に努めました。 | ○ |
| | | 維持管理・美化活動の推進 → | → | → | | |
| ③ 学校の緑 | | | | | | |
| 1) 学校等の緑(P64) | | ビオトープの活用・グリーンカーテン設置の推進・継続 → | → | → | みどりのカーテン設置を推進しました。ビオトープを活用した環境教育を推進しました。 | ○ |
| | | ビオトープの活用・グリーンカーテン設置の推進 → | → | → | | |
| ④ 公共施設の緑 | | | | | | |
| 1) 公共施設の緑(P65) | | 緑化目標の検討 → | 目標の設定 → | → | 庁舎の屋上緑化による効果を測定しました。市民会館跡地エリア活用基本構想、基本計画を策定しました。 | ○ |
| | | 市民会館跡地エリアの緑化を検討 → | 整備 → | → | | |
| | | | 緑化目標の検討・設定 → | → | | |
| ⑤ 民有地・民間施設の緑 | | | | | | |
| 1) 民間施設の緑化誘導(P65) | | 指導・誘導 → | 継続 → | → | 大阪府自然環境保全条例に基づき緑化を指導・誘導しました。 | ○ |
| | | 指導・誘導 → | → | → | | |
| 2) 工場・事業所の緑(P65) | | 緑化の促進 → | 継続 → | → | 工場立地法、大阪府自然環境保全条例に基づき緑化を指導・誘導しました。景観計画・条例に基づき良好な景観形成の取組を進めました。 | ○ |
| | | 緑化の促進 → | → | → | | |
| 3) 業務地の緑(P65) | | 緑化の促進 → | 継続 → | → | 高度地区特例制度を活用して緑化を促進しました。 | ○ |
| | | 緑化の促進 → | → | → | | |
| 4) 地区計画、建築協定など住民の自発的なルールづくりによる緑化(P65) | | 緑化の促進 → | 緑化の継続 緑地協定制度の検討 → | → | 地区計画、建築協定地区で緑化を促進しました。緑化率を規定する地区計画の決定を進め緑化を促進しました。 | ○ |
| | | 緑化の促進 → | 地区計画・建築協定による緑化促進 緑地協定制度の検討 → | → | | |

第5章 重点的・先導的な取組

1. 中心市街地の緑化と元茨木川緑地のリ・デザイン

(1) 中心市街地の緑化

JR茨木駅や阪急茨木市駅、商業業務地区などを含む茨木市の中心市街地においては、中心市街地活性化基本計画を策定しており、中央公園の区域変更を行うなど計画の推進を図りながらオープンスペースの確保や公共公益施設、民間施設の敷地内緑化、壁面緑化などを推進します。

市民会館跡地エリアについては、市民会館跡地エリア活用基本構想、基本計画に基づき施設整備と合わせた緑化を推進します。

また、道路や沿道部分の緑化を進め、周辺地域の緑とつながる道づくりを進めます。

なお、本地区は前計画に引き続き緑化重点地区として位置づけられており、民間と行政の連携による緑化の取組を推進します。



新施設のイメージ図

(2) 元茨木川緑地のリ・デザイン

元茨木川緑地は、豊かな緑とサクラ並木など市民に親しまれた花の名所を含む茨木市を代表する全長5kmの緑地です。

開設から46年が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進みつつあることを踏まえ、平成29年(2017年)から平成30年(2018年)にかけて、市民ニーズを踏まえたリ・デザインを進めるため、シンポジウムや市民ワークショップ等を開催し、元茨木川緑地のリ・デザインが目指す目標、基本方針等をまとめた「元茨木川緑地リ・デザイン計画」を作成しました。今後、この計画に基づき茨木市の緑の骨格軸としてのリ・デザインの取組を進めていきます。

【リ・デザイン基本方針】



【リ・デザインの取組方針】

| | |
|----------------------------------|------------------------------|
| ① マイナス | 例) ○密度の高い高木、低木 ○機能しない施設 |
| ② “今のまま” ・緑を守る、残す ・サクラを大事に | 保全 例) ○神社周辺の緑 ○シンボルツリー |
| | 回復 例) ○樹勢回復 ○サクラの生育環境 |
| | 修復 例) ○老朽化した施設 ○咲かなくなった花木 |
| ③ 少しのプラス | 例) ○ベンチなど休憩施設 ○みんなで育てる花 |

【リ・デザインゾーニング】



【図 リ・デザインゾーニング】

2. 北部地域の緑を活かした環境づくり

(1) 市民との協働による里地・里山の自然環境の維持・保全

事業者や森林ボランティア団体による森林整備により、里地・里山の保全を図ります。また、天然林整備に対する支援や森林病虫害対策を実施するとともに、アドプトフォレストの取組や森林ボランティアによる森林保全活動を促進し、多様な生態系の保全に努めます。

将来的には保全配慮地区の指定も念頭に置きつつ、市民、事業者、行政の連携による緑地の保全・再生の取組を推進します。



アドプトフォレストの活動
(長谷地区)

(2) 安威川ダム周辺における自然環境の保全と活用

水源地域整備計画事業であるダム湖展望広場などについて、令和元年(2019年)に策定した安威川ダム周辺整備基本構想に基づき、ダム周辺の水辺や地域資源を活かした官民連携による公園整備を進めるとともに周辺地域の自然環境の保全に取り組みます。



安威川ダム完成予想図(イメージ)

基本構想で定めた整備コンセプトである「交流・関わりの促進」、「学びの機会提供」、「地域経済の活性化」の

3つの視点を踏まえ、事業コンセプトを「未来につなぐ美しい自然、創造と交流の湖畔の里～北摂の自然と人の織りなす美・自然と人の新たな調和を目指して～」と設定し、公園施設の管理運営などを通して、北部地域の活性化につながるエリアマネジメントの仕組みを導入することで、周辺地域で活動する団体や関連する取組等を支援します。

(3) 新名神インター周辺における歴史文化と観光拠点の魅力向上

新名神高速道路の茨木千提寺インターチェンジ等の建設により、北部地域においても国土幹線への結節点が生まれました。茨木千提寺PA周辺では、千提寺地区及び周辺の自然環境や歴史資源を活かした賑わいのある癒しの空間づくりに向けて、これまでに整備した展望台や回遊路、機能を充実したキリシタン遺物史料館などを活かしながら、地域の活動を支援しつつ緑と調和した地区の魅力向上に取り組みます。

(4) 山の生き物観察会・学習会の実施

森林組合や環境をテーマに活動する団体等と連携し、山林や豊かな自然を活用し、生態系や環境保全について学ぶことができる山の生き物観察会・学習会等を開催します。

緑の将来像図

メインテーマ
人持ちで 緑を育て 緑が育む ほっといばらき
サブテーマ
 活発な市民活動と協働によってまちを豊かにする、質の高い緑の保全・創造・再生と活用

北部地域の山林

- 木材の生産
- 山並み景観の形成や生物生息空間としての活用 等



農地

- 農作物、園芸作物の生産
- 市民の緑との触れ合い空間としての活用 等



河川空間

- 健康、レクリエーションの場としての活用
- 河川景観の形成や生物生息空間としての活用
- 川を活かした学習の場としての活用 等



民有地や幹線道路沿道等が緑化された市街地



街路樹

- 街路景観の形成や生物移動空間の要素としての活用 等

安威川の河川空間

- 水と緑の空間を活かした広域的なレクリエーションゾーン



大阪府立北摂自然公園

- 健康、レクリエーションや交流空間、環境学習の場などとしての活用
- 山並み景観の形成や生物生息空間としての活用 等



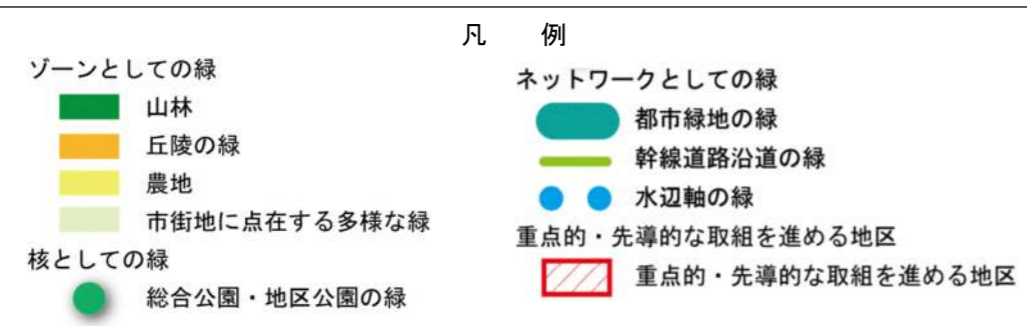
公園

- 市民に身近な健康、レクリエーション、子育て、交流、環境学習の場などとしての活用
- 生物生息空間としての活用
- 災害時の避難場所、防災空間としての活用 等



元茨木川緑地

- 「元茨木川緑地リ・デザイン計画」に基づく取組の推進
- ・活動・文化を育む仕組みづくり
- ・交流や憩い、レクリエーション等にも使える利活用空間の創出
- ・植栽環境の健全化



第6章 計画の推進に向けて

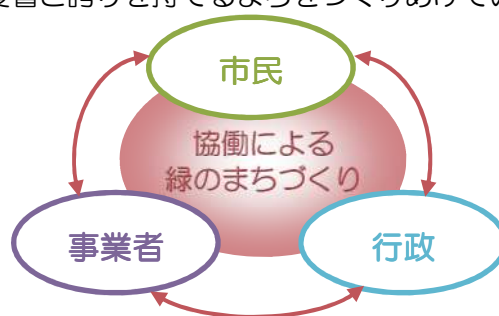
緑の基本計画に位置付けられた取組の推進に際しては、行政だけではなく市民や事業者も主体的に参画し、市民、事業者、行政がお互いの役割を理解し協力しながら、進めていきます。

また、事業・施策を着実に進めていくための体制づくりのほか、計画の進捗状況や、取組による成果を定期的に把握し、さらなる改善に結びつけるため、計画の進行管理を行います。

1. 市民・事業者・行政の役割

まちの主人公はそこで生活する市民であり、愛着と誇りを持てるまちをつくりあげていくためには、「自分たちで茨木市をより良いまちにしていきたい」という意識のもと、市民自らが自分の住むまちへの関心を高め、主体的に活動に取り組んでいくことが必要です。

これからの茨木市の緑のまちづくりにかかる活動は、市民、事業者、行政のそれぞれの適切な役割分担と連携のもとで進めていきます。



| | |
|----------------------|---|
| 市民の役割 | <ul style="list-style-type: none"> 市民は、緑のまちづくりの主役として、自らの活動の中で緑の活用を図るとともに、緑のまちづくり活動に積極的に参加します。 緑に関するセミナーやワークショップなどへ積極的に参加し、意見の表明や提案を行います。 |
| 事業者(民間企業、NPO、大学等)の役割 | <ul style="list-style-type: none"> 協働を推進する際の基本的な考え方やルール等を定めた「いばらき協働基本指針・計画」を踏まえつつ、地域社会を構成する一員として緑のまちづくりに対する理解を深め、緑化活動等に参加・協力します。 開発等を行う場合は、市が目指すまちづくりの方向性を十分理解し、周辺の環境や景観等に配慮した計画とします。 |
| 行政の役割 | <ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画に基づき、市の都市計画に関する事業の決定や見直し、地域制緑地の指定や都市基盤整備など、行政でなければできない取組を実施します。 市民に最も身近な自治体として、市民への情報提供や意向把握、市民活動の支援、市民参加のしくみづくりなどに努めます。 緑の普及啓発に向けたセミナーやワークショップなどを開催します。 緑の保全、整備等を進めるにあたり、市の区域を超える広域的な取組については、国や大阪府、周辺市及び関係機関との連携・調整を図ります。 |

2. 計画を推進するための要件

緑の基本計画は、緑の将来像やその方向性などを示すものであり、今後、本計画に基づく事業、施策の実施に向け、効率的かつ効果的に進めていくため、推進体制の確立を始めとした以下の取組を進めます。

(1) 推進体制の確立

緑の基本計画に基づく取組を効率的・効果的に推進していくためには、公園・緑地に関わる整備だけでなく、関連する様々な行政分野の総合的、一体的な取組が求められます。

このため、各行政分野を所管する部署間の連絡調整や情報交換の場を設置し、庁内における推進体制を確立します。さらに、必要に応じて市民や行政の参加も求めます。

(2) 財政基盤の確立

各種事業などの実施にあたっては、自主財源の確保や各種補助事業制度を積極的に活用するほか、既存事業の見直し、財源の効率的配分などにより健全な財政運営に努めます。

(3) 公的施設の整備更新や維持管理・運営管理に対する市民等の参加

公的施設の整備・更新や維持管理などにおいて、市民の自発的なまちづくりへの参加促進や市民の緑への関心を高め、多様な主体が緑のまちづくりに関わるなどの効果が期待できることから市民参加を促進します。

(4) 各行政機関との連携・協力体制の強化

市域をまたがる緑である山林や河川、道路の街路樹などにかかる事業等の実施にあたっては、国や大阪府、周辺市及び関係機関と必要な事項について協議するなど、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。

3. 緑の基本計画の進行管理

緑の基本計画に基づく事業や施策を実行していくには、計画の進行管理が必要です。本計画の目標年次は、25年後を見通しつつ10年後の令和7年（2025年）度としたものですが、今後の社会経済情勢の変化などにより、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。これらに柔軟に対応できるものとするために、計画の進行管理を行いつつ、5年ごとまたは社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、本計画の見直しを行うこととします。

(1) PDCAサイクル*の運用

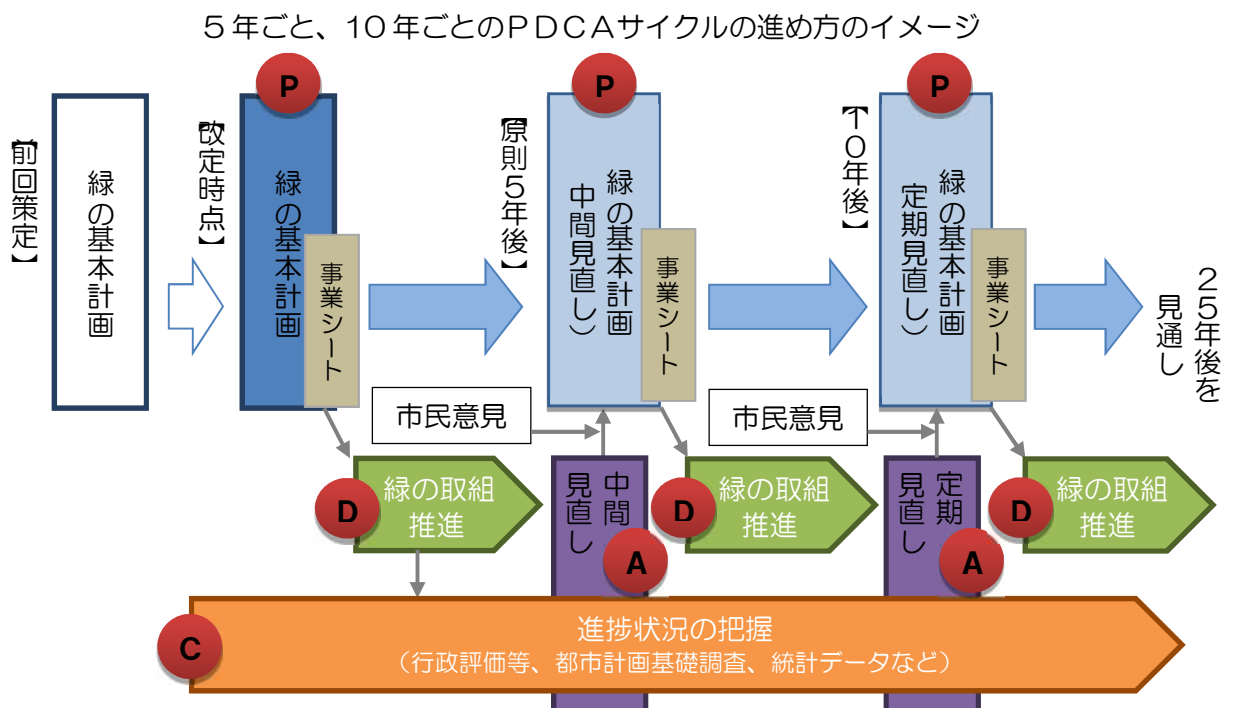
計画に基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCAサイクルにより検証します。

毎年、行政評価等を活用した事業進捗状況の把握及びそれに基づく事業内容の見直しを進めるとともに、5年後に計画の中間見直しを行い、10年後の定期見直しにつなげる進行管理プロセスを導入して計画の実効性を高めます。10年後については、計画の実施による成果を確認するための数値目標を設定します。

これらの見直しの際には、市民のニーズにきめ細かく対応するため、市民意見を反映させる仕組みを盛り込みます。ただし、個々の緑の取組が進んでいく過程で、新たな課題や考え方が多く出てきたりした場合や上位計画の見直しに伴う改定の必要が生じた場合には、随時改定を行うなど、柔軟な運用を図ります。

進捗状況や見直しの過程については、広報やホームページなどを通して公表します。

また、中間見直し及び定期見直しの際に、市民意見を反映させる仕組みを検討します。



①PLAN（計画）

- ・緑の将来像を実現するために、基本方針に基づく施策や施策に基づく事業等を位置付け、その中で5年で取り組む事業について、事業シートを作成します。
- ・事業シートにおいては、各年に実施する事業の目的や取組内容等について記載します。

②DO（実行）

- ・事業シートによる5年間の事業スケジュールにより、事業を推進します。
- ・市民、事業者、行政がそれぞれの役割を踏まえ、連携しながら施策、事業を推進します。

③CHECK（進行管理・評価・公表）

- ・計画の進行管理にあたっては、事業シートに基づく進捗状況を把握し、達成状況の検証・評価を行います。
- ・適宜、みどりの施策推進委員会に進捗状況等を報告するとともに、今後の事業実施手法や取組などについて助言を受けます。
- ・庁内関係部署により構成される庁内連絡会議を通じて、庁内の横断的な協力関係の構築や情報交換を行います。
- ・進捗状況については、広報やインターネット等を活用し、市民に広く周知します。

④ACTION（改善）

- ・みどりの施策推進委員会による意見を参考に、計画策定の5年後に計画の中間見直しを行い、10年後の定期見直しまでの計画期間に進める施策や事業等を計画に位置付けます。
- ・10年後には、この間の施策、事業の進捗や評価や上位・関連計画の見直しなどについて総合的に整理し、計画の見直しを行います。
- ・計画の見直しにあたっては、アンケート調査やパブリックコメント*などを通じて市民意見・意向の把握に努めます。

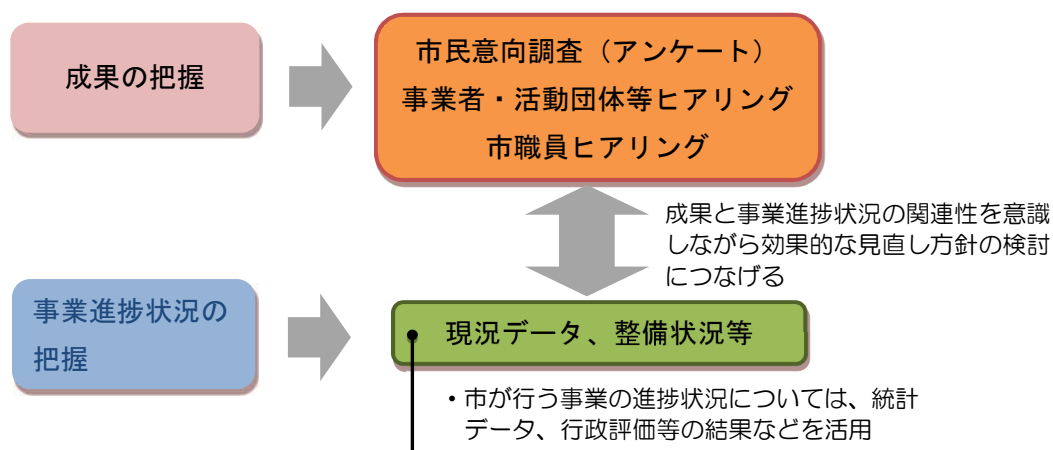
（2）評価の手法と目標の設定

5年ごとに行う計画の中間見直し、全面見直しにあたっては、総合計画の進捗管理のために行う市民意向調査（アンケート）及び事業者・活動団体等ヒアリング、市職員ヒアリングにより計画の達成度を測ります。市民意向調査（アンケート）においては、市の緑に対する総合的な満足度だけでなく、どの点に満足し、どの点が足りないのかなどについても把握し、計画の改善につなげていきます。また、ヒアリング調査により数値化が難しい定性的な成果の把握にも努めます。

また、毎年事業の進捗状況については、毎年行う行政評価等や統計データの活用により達成度を評価します。

時期別の計画等の見直しにかかる作業内容等

| タイミング | 作業内容 | 評価や見直し作業にあたっての主要要素 |
|-------|--|--|
| 1年ごと | ・次年度事業内容の見直し | ・行政評価等 |
| 5年ごと | ・計画の中間見直し（主に第4章以降の改訂） ・その時点から5年間の事業シートの作成 | ・市民意向調査（アンケート） ・事業者・活動団体等ヒアリング ・市職員ヒアリング ・みどりの施策推進委員会 ・緑にかかる統計データ等 |
| 10年ごと | ・計画全体の見直し ・その時点から5年間の事業シートの作成 | ・社会潮流、国の動き ・市民意向調査（アンケート） ・事業者・活動団体等ヒアリング ・市職員ヒアリング ・みどりの施策推進委員会 ・緑にかかる統計データ等 |



「市の緑に対する満足度」の数値目標について

- ・計画の成果を評価する指標として「市の緑に対する満足度」についての数値目標を設定します。
- ・数値目標は、五段階評価で、満足、やや満足と評価した方の比率の合計について、以下のとおり設定します。

| | |
|------------------------------------|---------|
| 現在（平成27年（2015年）度）の満足度 ^注 | 19.4% |
| 目標（令和7年（2025年）度） | 30.0%以上 |

注）茨木市緑の基本計画に関する市民アンケート調査（P29）平成27年（2015年）2月

なお、評価と見直しの状況は、適宜公開し、その結果及び内容がどのように計画に反映されたかわかるような形で公表します。

參考資料

改定の経緯

緑の基本計画の改定にあたっては、市民意見を聴取しつつ、市民、事業者、学識経験者、行政関係者等で構成される「茨木市みどりの施策推進委員会」における議論を重ねながら計画案を作成してきました。その後、計画案を公表し、パブリックコメントの募集及びその意見の計画への反映を経て改定を行いました。

| 実施日 | 実施事項 |
|--|--|
| 平成 26 年（2014 年） 11 月 26 日 | 第 1 回茨木市みどりの施策推進委員会 議事 ○緑の基本計画 現況と課題について ○アンケート調査について |
| 平成 27 年（2015 年） 1 月 7 日～平成 27 年 （2015 年）2 月 3 日 | 茨木市緑の基本計画に関する市民アンケート調査 （市民 3,000 人を対象に実施） |
| 平成 27 年（2015 年） 3 月 19 日 | 第 2 回茨木市みどりの施策推進委員会 議事 ○緑のまちづくりにかかる課題及び目指すべき緑 の方向性について |
| 平成 27 年（2015 年） 8 月 12 日 | 第 3 回茨木市みどりの施策推進委員会 議事 ○緑の基本計画骨子案について |
| 平成 27 年（2015 年） 11 月 12 日 | 第 4 回茨木市みどりの施策推進委員会 議事 ○緑の基本計画骨子案について |
| 平成 27 年（2015 年） 12 月 25 日 | 第 5 回茨木市みどりの施策推進委員会 議事 ○緑の基本計画（案）について |
| 平成 28 年（2016 年） 1 月 20 日 | 第 6 回茨木市みどりの施策推進委員会 議事 ○緑の基本計画（案）について |
| 平成 28 年（2016 年） 2 月 2 日～平成 28 年 （2016 年）2 月 22 日 | 茨木市緑の基本計画（案）の公表、パブリックコメント募集 |
| 平成 28 年（2016 年） 3 月 25 日 | 第 7 回茨木市みどりの施策推進委員会 議事 ○緑の基本計画（案）について |

茨木市みどりの施策推進委員会 委員名簿

現行計画策定時

| 構成員区分 | 所属等・職名 | 氏名（敬称略） |
|------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 市民 | 公募市民委員 | 岡田 資子 |
| | 公募市民委員 | 山田 俊一 |
| 学識経験者 | 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 准教授 | 赤澤 宏樹 |
| | 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授 | 加我 宏之（委員長） |
| | 大阪大学大学院工学研究科 准教授 | 福田 知弘（副委員長） |
| 関係団体から 推薦された者 | 茨木バラとカシの会 | 池上 千代枝 |
| | 大阪府森林組合三島支店 理事支店長 | 都解 浩一郎 |
| | 茨木市こども会育成連絡協議会 副会長 | 樋口 禎久 |
| 関係行政機関 の職員 | 大阪府環境農林水産部みどり推進室 みどり企画課 課長補佐 | 薬師寺 徹 |
| | 大阪府都市整備部都市計画室公園課 課長補佐 | 吉田 宏司（第1、2回） 酒井 毅（第3回以降） |

中間見直しまでの経緯

| 実施日 | 実施事項 |
|----------------------|---|
| 令和3年(2021年) 2月24日 | 茨木市みどりの施策推進委員会 議事 ○緑の基本計画 中間見直し(案)について |

茨木市みどりの施策推進委員会 委員名簿

施策中間見直し時

| 構成員区分 | 所属等・職名 | 氏名(敬称略) |
|------------------|--|---------|
| 市民 | 公募市民委員 | 岡田 資子 |
| | 公募市民委員 | 山田 俊一 |
| 学識経験者 | 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授 | 加我 宏之 |
| | 立命館大学政策科学部教授 | 高村 学人 |
| | 大阪大学大学院工学研究科准教授 | 福田 知弘 |
| 関係団体から 推薦された者 | 茨木バラとカシの会 | 池上 千代枝 |
| | 大阪府森林組合三島支店 理事支店長 | 都解 浩一郎 |
| | 茨木市こども会育成連絡協議会 副会長 | 古川 美奈子 |
| 関係行政機関 の職員 | 大阪府環境農林水産部みどり推進室 みどり企画課 課長補佐 | 岩本 浩 |
| | 大阪府茨木土木事務所地域支援・企画課 地域支援・防災グループ 課長補佐 | 原井 真一 |

用語集

| 行 | 用語 | 解説 |
|---|----------|--|
| あ | アドプト | アドプトとは里親のこと。住民が身近に利用する公共施設を自分たちの子供のように育てていくというコンセプトのもと、市民団体や企業等が行政の支援を得て継続的に実施する活動。道路を対象としたアドプトロード、森林を対象としたアドプトフォレスト、河川を対象としたアドプトリバーなどがある。 |
| | NPO | Non-Profit Organization の略。「非営利組織」または「非営利団体」。現在、日本では「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体」を指す言葉として一般に使われており、法人格の有無や活動の種類は問わない。 |
| | SNS | Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。 |
| | SDGs | 平成 27（2015）年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」のこと。2016 年から 2030 年までの国際社会の目標であり、17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。 |
| | オープンスペース | 公園・広場・河川・湖沼・樹林地・農地など、建物によって被われていない土地の総称。 |
| か | 街区公園 | 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。 |
| | 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。 |
| | 建築協定 | 建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関する基準を定める制度。 |

| 行 | 用語 | 解説 |
|---|------------------------------------|--|
| さ | 市街化区域 | 都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 |
| | 市街化調整区域 | 都市計画区域の中の一つで、住宅建設などの市街化を抑制すべき区域。 |
| | 指定管理者制度 | 自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。 |
| | 児童遊園 | 自治会などが設置し、管理・運営する主に年少の児童のために公共に開放した公園。 |
| | 住区基幹公園 | 主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。 |
| | 樹木医 | 樹木の調査・研究、診断・治療、公園緑地の計画・設計・設計監理などを通して、樹木の保護・育成・管理や、落枝や倒木等による人的・物損被害の抑制、後継樹の育成、樹木に関する知識の普及・指導などを行う専門家のこと。 |
| | 生物多様性 | ある生物群系、生態系、または地球上に多様な生物が存在している状態、および進化の過程で多様な遺伝子プールが過去から未来へと受け継がれている状態を指す概念。 |
| | 総合公園 | 都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。面積10～50haを標準とする。 |
| た | 第1種中高層住居専用地域、第1種低層住居専用地域・・・、工業専用地域 | 都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度である用途地域の種類。 |
| | 暖帯林 | 暖帯に発達する森林。カシ・シイ・クスノキなどの常緑広葉樹を主とする。 |
| | 地区計画 | 既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。 |
| | 地区公園 | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所あたり面積4haを標準として配置する。 |

| 行 | 用語 | 解説 |
|---|-----------|---|
| た | 天然林 | 植林によらず自然に生成した森林。 |
| | 特定外来生物 | 外来生物のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定されたもの。在来の生物を捕食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある生物。 |
| | 都市基幹公園 | 主として一の市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。 |
| | 都市計画区域 | 都市計画を策定する対象となる場所として、都道府県が定める区域のこと。 |
| | 都市公園 | 都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。 |
| | 都市公園法 | 都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。都市公園の定義や、管理に係る事項等について定められている。 |
| | 都市緑地 | 主として、都市の自然的環境の保全及び改善、及び都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園の種別のひとつ。 |
| | 都市緑地法 | 都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。 |
| な | 農振農用地 | 農業振興地域内農用地区域の略。「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地のこと。 |
| は | パブリックコメント | 行政が政策、制度等を決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。 |

| 行 | 用語 | 解説 |
|---|------------|---|
| は | ヒートアイランド現象 | 都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象。 |
| | ビオトープ | ドイツ語の biotop。生きものすみか。生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。 |
| | PDCA サイクル | 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。 |
| ま | 緑のダム | 森林のこと。保水機能や土砂流出防止機能などを有する森林を、ダムになぞらえたもの。 |
| や | 遊水池 | 洪水時に、河川から水を流入させて一時的に貯留し、流量の調節を行う池・湖沼。また、同様の目的で使う空き地・原野など。 |
| | ユニバーサルデザイン | 年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなく、製品、建築物、環境をデザインすること。 |
| わ | ワークショップ | 参加者が自由に意見を出し合うことで、思いの共有を行う話し合いの場で、地域のまちづくりの現場などで使われる。 |

人 持 ち で
緑 を が 育 て む
ほっと いばらき

[茨木市緑の基本計画]
中間見直し



茨木市 建設部 公園緑地課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8-13
TEL 072-622-8121 (代表)
<http://www.city.ibaraki.osaka.jp>